

議長 副議長 局長 次長 主幹 庶務調査係長 議事係長 主査 主任

別記様式(第7条関係)



令和6年4月30日

桑名市議会議長

富田 薫 様

会派名 日本共産党桑名市議会

代表者氏名又は議員氏名

多屋 真美



政務活動費収支報告書

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1. 収入

政務活動費 600,000 円

2. 支出

科目	金額	備考
調査研究費	45,160	
研修費	68,000	
会議費		
広報・広聴費	325,183	
資料作成費		
資料購入費	2,700	
要請・陳情活動費		
人権費		
事務費	87,247	
合計	528,290	

3. 残額

71,710 円

(注)備考欄には、支出の内訳を記載する。

会 計 帳 簿

支払 番号	年 月 日	支払項目	内 容	収 入	支 出	残 額
	2023/4/15		政務活動費 前期分	450,000		450,000
1	2023/4/17	事務費	コピー用紙		5,857	444,143
2	2023/4/20	調査研究費	タブレット端末通信料(前期分)		30,690	413,453
3	2023/5/1	広報・広聴費	広報紙折込代		27,500	385,953
4	2023/5/8	広報・広聴費	広報紙印刷代		51,630	334,323
5	2023/5/11	資料購入費	季刊「人間と教育」NO.116		1,000	333,323
6	2023/6/7	事務費	コピー用紙		5,857	327,466
7	2023/7/21	事務費	コピー用紙		5,857	321,609
8	2023/7/26	事務費	文房具類		836	320,773
9	2023/8/10	資料購入費	書籍「自治体財政を診断する」		1,700	319,073
10	2023/8/17	広報・広聴費	広報紙印刷代		57,510	261,563
11	2023/8/17	広報・広聴費	広報紙折込代		27,500	234,063
12	2023/9/12	事務費	コピー用紙		5,857	228,206
13	2023/10/6	調査研究費	草潤中学校行政視察		2,040	226,166
14	2023/10/11	研修費	全国地方議員社会保障研修会参加費		40,000	186,166
15	2023/10/20	事務費	コピー用紙		275	185,891
16	2023/10/27	事務費	コピー用紙		5,857	180,034
17	2023/11/6	広報・広聴費	広報紙印刷代		55,090	124,944
18	2023/11/6	広報・広聴費	広報紙折込代		30,800	94,144
19	2023/11/16	研修費	市町村議会議員研修会ZOOM開催参加費		28,000	66,144
20	2023/11/19	事務費	コピー用紙		426	65,718
21	2023/12/6	事務費	コピー用紙		5,857	59,861
	2024/1/15		政務活動費 後期分	150,000		209,861
22	2024/1/19	事務費	コピー用紙		5,857	204,004
23	2024/1/23	事務費	クリヤーブック		836	203,168
24	2024/2/7	広報・広聴費	広報紙印刷代		48,203	154,965
25	2024/2/8	広報・広聴費	広報紙折込代		26,950	128,015
26	2024/3/1	事務費	インク代		10,752	117,263
27	2024/3/6	事務費	コピー用紙代		5,857	111,406
28	2024/3/8	調査研究費	タブレット端末通信料(後期分)		10,230	101,176
29	2024/3/17	調査研究費	政務に関する法令調査及び相談費用		2,200	98,976
30	2024/3/24	事務費	コピー用紙代		426	98,550
31	2023/5/12	事務費	インク代		2,860	95,690
32	2023/7/12	事務費	インク代		2,860	92,830
33	2023/9/12	事務費	インク代		2,860	89,970
34	2023/10/12	事務費	インク代		2,860	87,110
35	2023/11/13	事務費	インク代		5,500	81,610
36	2023/12/12	事務費	印刷機器レンタル代		9,900	71,710
合計				600,000	528,290	71,710

支 払 伝 票

令和 5 年 4 月 17 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	1
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 4 月 17 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 4 月 17 日		
支 払 金 額	5,857 円		
支 払 先	株式会社三和商会		
使 途 内 容	コピー用紙 5,857 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領収証		No. 006203
日本共産党 桑名市議員 様		2023 年 4 月 17 日
金額	723430	
但 ☐	☐ 飲食料品等(軽減税率対象)	
内	上記正に領収いたしました	
8%(税込・税抜)金額	消費税額等	OA機器・事務用品 文具 学校教材全般
10%(税込・税抜)金額	消費税額等	株式会社 三和商會
現金・カード・()	桑名市 22-1480 (代)	7
HISAGO #N1778(100)別シ J645028		FAX 22-1480
登録番号		

領収書等 添付合計金額	23,430 円 (内、政務活動費充当額 5,857 円)
----------------	-------------------------------

請 求 書

伝票番号 101821

2023 年 4 月 17 日

日本共産党
桑名市議団

様

(000800-003)

OA機器・事務用品・文具・学校教材全般

株式会社 三和商会

代表取締役 近藤 孝司

〒511-0042 三重県桑名市柳原1-4-1
TEL 0594-22-1479 FAX 0594-22-1480

	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1	WHITE OA用紙 B4 2500枚	6	ケース	3,905	23,430
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				合計金額（税込）	¥23,430

摘要

取引銀行
百五銀行 桑名支店 (当)
桑名三重信用金庫 本店 (普)

検
印

支 払 伝 票

令和 5 年 4 月 20 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	2
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 4 月 20 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 4 月 20 日		
支 払 金 額	30,690 円		
支 払 先	桑名市長		
使 途 内 容	タブレット端末通信料(前期分) 30,690 円		
備 考	1か月通信料3,410円(税込) 3,410円×9か月=30,690円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。
※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号																																																																						
支出科目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情費																																																																					
桑名市 24-205 納入通知書兼領収書 〒 511-8601 住 所 三重県桑名市中央町2丁目37番地 共産党桑名市議団 多屋 真美 様 <table><tr><td>年 度</td><td>伝票番号</td><td>予算</td><td>会計</td><td>所属</td></tr><tr><td>5</td><td>0003702 - 001</td><td>0</td><td>1</td><td>30010</td></tr><tr><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td>1</td></tr><tr><td>21</td><td>4</td><td>3</td><td>細節</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="5">議会費収入</td></tr><tr><td colspan="5">タブレット端末使用料</td></tr><tr><td colspan="2">金 額</td><td colspan="3">30,690 円</td></tr><tr><td colspan="2">納 期 限</td><td colspan="3">令 和 5 年 4 月 28 日</td></tr><tr><td colspan="2">所 管 課</td><td colspan="3">議会事務局</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="4">令和5年度タブレット端末通信料(前期分)</td></tr><tr><td>発 行 日</td><td colspan="4">令 和 5 年 4 月 18 日</td></tr><tr><td colspan="5">上記金額を納入してください。 桑 名 市 長 </td></tr><tr><td colspan="2">上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関</td><td colspan="3">領 収 日 付 印 領収済 5.4.20 三重県桑名市協同組合 桑名支店 </td></tr></table> ※領収日付印のないものは無効です。 (納入者保管) 桑名市 24-205						年 度	伝票番号	予算	会計	所属	5	0003702 - 001	0	1	30010	款	項	目	節	1	21	4	3	細節	10	議会費収入					タブレット端末使用料					金 額		30,690 円			納 期 限		令 和 5 年 4 月 28 日			所 管 課		議会事務局			摘 要	令和5年度タブレット端末通信料(前期分)				発 行 日	令 和 5 年 4 月 18 日				上記金額を納入してください。 桑 名 市 長					上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関		領 収 日 付 印 領収済 5.4.20 三重県桑名市協同組合 桑名支店		
年 度	伝票番号	予算	会計	所属																																																																		
5	0003702 - 001	0	1	30010																																																																		
款	項	目	節	1																																																																		
21	4	3	細節	10																																																																		
議会費収入																																																																						
タブレット端末使用料																																																																						
金 額		30,690 円																																																																				
納 期 限		令 和 5 年 4 月 28 日																																																																				
所 管 課		議会事務局																																																																				
摘 要	令和5年度タブレット端末通信料(前期分)																																																																					
発 行 日	令 和 5 年 4 月 18 日																																																																					
上記金額を納入してください。 桑 名 市 長																																																																						
上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関		領 収 日 付 印 領収済 5.4.20 三重県桑名市協同組合 桑名支店																																																																				
領 収 書 等 添付合計金額	30,690 円 (内、政務活動費充当額 30,690 円)																																																																					

支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 1 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	3
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 1 日		
支 払 金 額	27,500 円		
支 払 先	株式会社くわな新聞社		
使 途 内 容	広報紙折込代 27,500 円		
備 考	※支払番号「4」の広報紙折込代		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書

日本共産党 桑名市市議団 多屋真美 様

発注No: Y20230518
領収日: 2023/5/1

下記の通り、領収いたしました。

件名 『くわな新聞』 折込広告
掲載号 2023/5/18

会社名
住所
TEL
FAX
担当

株式会社くわな新聞
〒 511-0023
三重県桑名市

0594-22-9870
0594-22-9872
[Redacted]

合計金額		¥27,500		(税込)		消費税	¥2,500	税抜	¥25,000
------	--	---------	--	------	--	-----	--------	----	---------

No	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	2023/5/18号 折込広告 (B4)	10000	枚	¥2.80	¥28,000	
2	お値引き	10000	枚	¥-0.30	¥-3,000	
3						
4						
5						
6						
小計					¥25,000	
消費税					¥2,500	
合計					¥27,500	

備考

2023 年 5 月 発行

発行：桑名市議会 日本共産党桑名市議団
☎ 0594-24-1391
(桑名市役所議員控室)

※このニュースは政務活動費で作っています。
ニュースや市政のご意見をお聞かせください。

すっかり初夏を感じる暑さとなりました。

2月21日～3月23日の日程で、

3月議会が開かれ、今年度予算などに

ついて、審議されました。



第1回定例議会
2/21(火)～3/23(木)

2023(令和5)年度 一般会計当初予算 543.7億円
【2022(令和4)年度対比 17.0億円、3.2%の増】

フェーズ① 流入促進

5事業 1億1,919万7千円

- ・移住・定住促進事業費
- ・桑名駅周辺人口集積促進事業費
- ・桑名ファンクラブ拡大事業費

5,330万円
2,000万円
548万3千円 など

フェーズ② 定着環境整備

7事業 12億2,344万2千円

- ・桑名市版子ども応援手当(児童手当拡大対応)
- ・子ども医療費
- ・選べる桑名子育てリフレッシュ事業費

2億1,660万8千円
5億394万9千円
1,394万6千円 など

フェーズ③ 流出抑制等

2事業 232万円

- ・出会い・結婚支援事業費
- ・若者共創社会実現事業費

134万2千円
97万8千円

全14事業 予算総額 13億4,495万9千円

新規分 3億2,092万6千円 拡充分 6億8,613万7千円 継続分 3億3,789万6千円

フェーズ① 流入促進

- 移住・定住促進事業費 5,330万円
5年以上定住する目的で、県外・市外から移住し、住宅を取得した45才以下(夫婦・単身)の方に、補助金を交付。
【基本】60万円 ※最大100万円
【加算】①若年夫婦(29歳以下)30万円
②市内企業就業10万円
- 桑名駅周辺人口集積促進事業費 2,000万円
桑名駅周辺地区に一定規模以上の共同住宅等居住系の建物を建築する者に対し、補助金を交付。
・対象者：特別用途地区内に、新築・増築等を行う者(個人及び法人)
・補助条件：一定規模(延べ面積1,000㎡以上)、新規居住スペース20戸以上
・補助額 対象建築物当たり 1,000万円
- 企業等誘致奨励金 3,741万4千円
企業及び研究所等の立地を促進するために奨励措置を行う。

フェーズ② 定着環境整備

子育て支援が、大きく前進！！

＜桑名市版子ども応援手当(児童手当拡大対応)＞

【新規】2億1,660万8千円

一定の所得を超えているため児童手当・特例給付を受給できない方と、児童手当・特例給付の対象年齢でない中学校卒業後～18歳年度末までの子どもの保護者等に対して支給。桑名市独自の手当。

- 支給時期：2023(令和5)年6月分から支給
- 支給額：子ども1人当たり月額5,000円
(6月～9月分は10月に支給、10月～1月分は2月に支給)

＜子ども医療費 窓口無償化＞

【拡充】5億394万9千円

安心して子育てできる環境にするため、保護者の所得制限を撤廃。18歳年度末まで(高校生相当)対象者を拡大。窓口負担なし。

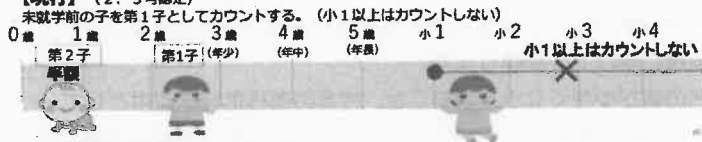
- 所得制限：2023(令和5)年4月診療分から、なし。
- 対象年齢：2023(令和5)年9月診療分から、0歳～18歳年度末(高校生相当)まで

＜多子世帯の保育料軽減＞

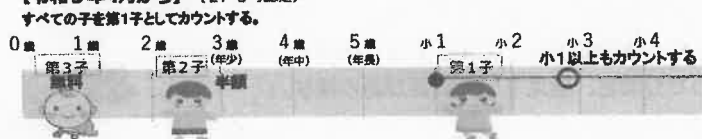
【拡充】2023(令和5)年4月から

現行の保育料制度にある、多子世帯の年収や年齢などの制限をなくす。保育施設に通うすべての世帯の、0歳～2歳児のきょうだいの保育料を、第2子を半額、第3子を無料とする。

【現行】(2,3号認定)



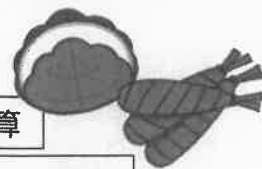
【令和5年4月から】(2,3号認定)



フェーズ③ 流出抑制

- 出会い・結婚支援事業費 134万2千円
桑名市の認知度向上を通じて、市への移住の裾野を拡大させるため、関係人口の拡大を図ることを目的に、桑名ファンクラブの会員を募集
- 若者共創社会実現事業費 97万8千円
・若者の行動や価値観・気持ちに寄り添う施策・立案のため、幹部職員向け研修を開催する。
・学生が主体の桑名市部活「サステナ部」で、メタバースやオンライン会議を活用できる環境整備を行い、若い世代の成長、未来人材の育成を図る。





2023(令和5)年度予算 人口減少対策パッケージ

フェーズ① 流入促進

5事業 1億1,919万7千円

- ・移住・定住促進事業費
- ・桑名駅周辺人口集積促進事業費
- ・桑名ファンクラブ拡大事業費

5,330万円
2,000万円
548万3千円 など

フェーズ② 定着環境整備

7事業 12億2,344万2千円

- ・桑名市版子ども応援手当(児童手当拡対) 2億1,660万8千円
- ・子ども医療費
- ・選べる桑名子育てリフレッシュ事業費

5億394万9千円
1,394万6千円 など

フェーズ③ 流出抑制等

2事業 232万円

- ・出会い・結婚支援事業費
- ・若者共創社会実現事業費

134万2千円
97万8千円

一般質問

地域・保護者の声を受け止め、
しっかりと説明・懇談を！！

1. 青葉小学校のスクールバス事故について

(1) 経緯と対応について

答弁：1/30運転手が駐車車両に気をとられ、駐車場横のくぼ地へ落ちた。乗車していた19名全員が病院で受診し、8名の児童が打撲、捻挫等の診断。いずれも軽症で翌日には全員登校ができた。翌日からスクールカウンセラーを派遣し、児童の心のケアにあたっている。再発防止や万一の際の対応のため、委託業者に事故の分析と、「事故対応マニュアル」の見直しを求めている。

再発防止に向けて、委託業者に、駐車方法、危険箇所の再確認や、認知・判断・操作を確実にするための講習の実施等を徹底し、万が一事故が発生した場合には、的確な緊急措置、委託業者・学校・保護者・市教育委員会の情報共有等が、確実に行われるよう、市教育委員会、学校及び委託業者が連携してマニュアル整備を行っている。児童の安全を第一に考え、再発防止に努める。



事故があった、古野の交差点付近。矢印が、青葉小から西に向かう、下校ルート

2. 多度地区小中一貫校整備事業について

(1) 子ども、保護者、地域への説明について

① 段階的な開校という話もあったが、その説明はしたのか？

答弁：昨年度末の段階では、用地取得の遅れから新校舎の竣工が見通せない状況にあり、令和7年4月に一旦、現校舎を利用し開校する案も視野に入れていた。

1月20日に事業者と契約を締結し、新校舎の竣工が見えてきたため、開校時期を1年先送りし、令和8年4月から新しい施設での一斉開校を目指すこととなった。このことについては、議員にお示しし、ホームページへの掲載や記者発表、多度地区の各家庭に配布する「かわら版」や、PTAや地域の皆様・教職員にて構成される開校準備委員会等様々な手段を通じてご説明を行った。

② 今後、進捗等について説明する予定はあるのか？

答弁：これまでと同様、地域連携部会や開校準備委員会など、地域の皆様のご協力をいただき、スクールバスのルートや通学路の選定状況等、開校に向けての準備を行う。進捗状況は「かわら版」やホームページ等を活用し、地域の皆様に情報発信を行うとともに、進捗段階に応じ説明会の開催も予定している。

たや：小中一貫校になれば、さらに広範囲となる通学バスでの通学や、どのような計画で進められ、子ども達の学校生活はどうなるのか、保護者、地域の方は、不安を抱えている。保護者・地域の不安や疑問の声を受け止め、説明を行うことを求める。



子ども医療費の窓口無料化・児童手当の対象拡大など、子育て支援の前進は、日本共産党桑名市議団と市民のみなさんが、長年運動し、訴えてきた成果です。今後も、給食無償化の実現など、さらなる子育て支援に向けて、頑張ります。

子どもの数が少なくなっていること、校舎の老朽化等を理由として、小学校・中学校の統廃合を視野に入れた、小中再編整備事業の予算に対しても反対しました。今、子ども達に求められている教育や、地域のあり方を中心にして、子ども達、保護者、地域の方の声をしっかりと聞き、考えていく必要があります。



支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 8 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	4
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 8 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 8 日		
支 払 金 額	51,630 円		
支 払 先	株式会社プリントパック		
使 途 内 容	広報紙印刷代 51,630 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。
※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

請求書

2023年05月03日

日本共産党 桑名市市議団 御中 多屋真美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご依頼いただきました件、次の通り御請求申し上げます。
何卒よろしくお願い申し上げます

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 代金引換（後払）

納品場所 ご指定場所

御請求金額 51,630円（税込）

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC33941491	品名：桑名市議団23.5月 B4 / 両面4色 / コート90 / 13,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2： 代引き手数料	1	50,970	50,970 660
合 計				51,630

特記事項

代引手数料はお客様にご負担いただく形となります。
商品到着時に運送会社様へお支払いくださいませ。

代引金額領収書

2023年05月08日

集金代行者

佐川急便㈱

四日市営業所

TEL 0570010344

お問合せ送り状No.

5184-7618-8182

【決済金種】

✓：現金

代引金額(税込)

¥51,630-

内消費税:4,683円

上記金額を領収いたしました。

印紙税申告
付につき下京
税務署承認済

※この商品代金の領収書はご依頼主の委託により発行するものと致します。

※商品及び代金の内容に誤り等（ご依頼主）よりお問い合わせ下さい。

※領収内容を修正したものは無効となります。

領収書発行者：SGシステム（株）東京都江東区新砂1丁目8番2号

集金代行者：佐川急便（株）京都市南区上高岡角田町60番地

支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 11 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	5
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 11 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 11 日		
支 払 金 額	1,000 円		
支 払 先	桑名の教育を考える会		
使 途 内 容	季刊「人間と教育」NO.116 1,000 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領 収 証

多屋真美 様 No. _____

★ 7,1000

但 季刊「人間と教育」No 116

2023 年 5 月 11 日 上記正に領収いたしました

宇都宮教育を志す会 青野 瑞希

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)	
	%	消費税額等	

コクヨ ウケ-1097

領 収 書 等 添付合計金額	1,000 円 (内、政務活動費充当額 1,000 円)
-------------------	------------------------------

地域から
学校が消える!?

特集



古村伸宏

働くこと、
それは人間性を耕すこと
——協同労働が拓く世界、未来

旬報社



784845117925



923337011909

JAN 978-4-8451-1792-5
337*1190E

西(本体1190円+税)
2年12月10日発行
旬報社
JAN 1343-7178

特集

地域から学校が消える!?

学校統廃合、小中一貫校の全国動向

山本由美

北海道の高校再編の現状と
対抗の論議

道端剛樹

上尾市の学校統廃合計画と
市民の運動

吉田務

統廃合、いかにして止まったのか?
「小さな学校」における拡張的
学校づくりの可能性

星野智
小玉敏也

「小さな学校」の教育的意義と課題
一貫校と非一貫校の比較から
みえてくる中学校教育の課題

藤岡秀樹
加藤弘通/侯羽江/
太田正義

論稿

免許更新制廃止と
「新たな教師の学びの姿」批判

久保富三夫

高校教育改革を
形骸化させないために
いま、改憲論を問う

梅原利夫
久保木太一

エッセイ

原発事故と私③
読書の連鎖

吉田千亜
ぼうごなつこ

インタビュー

働くこと、それは人間性を耕すこと

古村伸宏

シリーズ

海外の道徳教育

薄上智恵子

コロナ禍と教育

北村真知子

文化と教育

竹石研二

地域と子ども・若者
いま教室で

本村翔太
堀江理砂

地域教育研究所より

信州の教育と自治研究所

書評

石垣雅也

支 払 伝 票

令和 5 年 6 月 7 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	6
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 6 月 7 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 6 月 7 日		
支 払 金 額	5,857 円		
支 払 先	株式会社三和商会		
使 途 内 容	コピー用紙 5,857 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領収証

No. 006216

日本共産党 桑名市議員 様 2023 年 6 月 7 日

金額	7	2	3	4	3	0
----	---	---	---	---	---	---

但 ☐

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

OA機器・事務用品
文具 学校教材全般

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

株式会社 三和商会

桑名市柳屋1-7
☎ 22-1179(代)
FAX 22-1480

現金・カード・()

HISAGO #N1778(100)別シ J645028

登録番号

領収書等
添付合計金額

23,430

円 (内、政務活動費充当額

5,857 円)

請 求 書

伝票番号 104009

2023 年 6 月 7 日

OA機器・事務用品・文具・学校教材全般

日本共産党 桑名市議団

様

(000800-003)

株式会社 三和商会

代表取締役 近藤 孝司

〒511-0042 三重県桑名市柳原1-4-1
TEL 0594-22-1479 FAX 0594-22-1480

	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1	WHITE OA用紙 B4 2500枚	6	ヶ-入	3,905	23,430
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				合計金額 (税込)	¥23,430

摘要

取引銀行
百五銀行 桑名支店 (当)
桑名三重信用金庫 本店 (普)

検
印

支 払 伝 票

令和 5 年 7 月 21 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	7
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 7 月 21 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 7 月 21 日		
支 払 金 額	5,857 円		
支 払 先	株式会社三和商会		
使 途 内 容	コピー用紙 5,857 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☒ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領収証 No. 006224

日本共産党 桑名市議団 様 2023 年 7 月 21 日

金額	723430
----	--------

但 ☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 ☐ OA機器・事務用品 文具 学校教材全般

8%(税込・税抜)金額	消費税額等	
10%(税込・税抜)金額	消費税額等	

現金・カード・()

株式会社 三和商會
 桑名市 桃原 1-7
 TEL 22-1480 (代)
 FAX 22-1480

登録番号

Hisago #N1778(100)別シ J645028

領収書等 添付合計金額	23,430 円 (内、政務活動費充当額 5,857 円)
----------------	-------------------------------

請 求 書

伝票番号 105647

2023 年 7 月 21 日

日本共産党
桑名市議団

様

(000800-003)

OA機器・事務用品・文具・学校教材全般

株式会社 三和商会

代表取締役 近藤 孝司

〒511-0042 三重県桑名市柳原1-2-1
TEL 0594-22-1479 FAX 0594-22-1480

	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1	WHITE O A用紙 B 4 2500枚	6	ヶ-入	3,905	23,430
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				合計金額 (税込)	¥23,430

摘要

取引銀行

百五銀行 桑名支店 (当)

桑名三重信用金庫 本店 (普)

検

印

支 払 伝 票

令和 5 年 7 月 26 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	8
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 7 月 26 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 7 月 26 日		
支 払 金 額	836 円		
支 払 先	日商器材株式会社		
使 途 内 容	文房具類 836 円		
備 考	1/2について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐調査研究費☐研修費☐会議費☐広報・広聴費☐資料作成費 ☐資料購入費☐人件費☒事務費☐要請・陳情費				

No 032744

領 収 証

日本共産党名古屋市議員 様

金額

千 百 十 万 千 百 十 円

1 6 7 2

2023 年 7 月 26 日

収 入 印 紙

現金	小切	手形	相殺	期 日	摘 要	金 額
○				/	御 請 求 額	1 5 2 0
				/		
消 費 税 (10%)						1 5 2
合 計						1 6 7 2

但

NSK

OA機器・トータルコピー・測量機

日商器械株式会社

登録番号 T3-1900-0101-2469

〒511-0068 三重県桑名市中央町12丁目26番地

☎(0594)21-2600(代) FAX (0594) 21-8191

取扱者印

(註) 本領収証に社印・領収者名無きもの及び金額、宛名を訂正したものは無効とします

領 収 書 等 添付合計金額	1,672 円 (内、政務活動費充当額 836 円)
-------------------	----------------------------

日本共産党桑名市議団 様

TEL. 0594-24-1391 (得意先コード: Z41)

毎度ありがとうございます。下記の通り請求致しますので御査収下さい。

請 求 書

売上日付 2023/07/25 P- 1 / 1

伝 票 No. 7152925
受 注 No. 2124343
受注区分 店 頭

日商器杖株式会社
代表取締役 後藤 渉
三重県桑名市中央町2丁目26番地
TEL 0594-21-2600 FAX 0594-21-8191
担当: 店頭 (店売)

品 名	数量	単位	単 価	金 額	受 領 印
クリアブック替紙 B4縦 2・36穴 10枚入 5-884N	2	冊	760	1,520	領収済
(税額: 152)					
10%対象 税抜: 1,520					
納入先: 桑名市中央町2-37 桑名市役所 議員控室 日本共産党桑名市議団 様 TEL 0594-24-1391			小 計 合 計	1,520 1,672	消費税額 (152)
			取引銀行 三菱UFJ銀行 桑名支店 当座 百五銀行 桑名支店 当座 桑名三重信用金庫 本店 当座		

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

令和 5 年 8 月 10 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	9
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 10 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 10 日		
支 払 金 額	1,700 円		
支 払 先	東海自治体問題研究所		
使 途 内 容	書籍「自治体財政を診断する」 1,700 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☒ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領 収 証

No. _____

日本共産党 名古屋市議員 様 2023 年 8 月 10 日

★ 1,700 円也

但 書籍 自治体財政を診断する

上記正に領収いたしました

内 訳 _____ 〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目7番8号

税抜金額 _____

消費税額等(/ %) _____

コクヨ ウケ-78

東海自治体問題研究所

TEL・FAX 052-916-2540

領 収 書 等 添付合計金額	1,700 円 (内、政務活動費充当額 1,700 円)
-------------------	------------------------------

自治体 財政を 診断する

財政状況
資料集
の使い方

森 裕之^著



自治体の財政は
こんなに分かりやすく、
おもしろくて、
大切なことです。

『財政状況資料集』をページごとに解説して、データが示す多面的な情報を読み解きます。そこから浮彫りになる自治体のさまざまな政策課題を捉えます。自治体財政にアクセスするための市民・議員必携の一冊。

自治体研究社 定価 1870 円

ISBN978-4-88037-750-6

C0033 ¥1700E

定価 (本体 1700 円 + 税)



9784880377506



1920033017006

自治体財政を診断する

「財政状況資料集」の使い方

森 裕之 著



次より

はじめに ● 『財政状況資料集』を活用しよう

1章 自治体財政の概観

第4章 歳出決算分析表 (住民一人当たりのコスト)

2章 財政比較

第5章 健全化判断比率と基金

3章 経常経費分析表

第6章 有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)

とがき ● 『財政状況資料集』概要版の紹介

自治体研究社

支 払 伝 票

令和 5 年 8 月 17 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	10
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 金 額	57,510 円		
支 払 先	株式会社プリントパック		
使 途 内 容	広報紙印刷代 57,510 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☒ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

送り状 兼代引金額領収書		発送日 : 23年08月15日	
〒511-0023 三重県桑名市本町43番地 くわな新		お問い合わせNo. : 5184-7669-0594 個数 : 6	
お 届 先 一 任 主 品 名 ・ 荷 姿	京都府向日市森本町野田3-1 株式 会社プリントバック 株式会社プリントバック 0120-977-920	代引金額 (消費税含) ¥57,510	80 サイズ
		消費税等 ¥5,228	100 サイズ
		上記代金を領収致しました。 領収日 23年 8 月 17 日	140 サイズ
		実決済種別 ☐ 飛脚宅配便 ☒ 飛脚フリーサービスパッケージ	
【印刷物】桑名市議団23. 08月 15000部×1種 ヨビ同封 【土・日・祝を含め何曜日でも受取可】		佐川急便同合 0570-01-0627	税金 税務署承認済
領収書発行者 佐川フィナンシャル㈱ 東京都江東区新砂1-8-10 集金代行着 佐川急便 東京都南区上鳥羽角田町8番地		税金 付に 紙税 申告 納 集金代行着印	

代引金額領収書

2023年08月17日	集金代行者 佐川急便 四日市営業所 TEL 0570010344
お問合せ送り状No. 5184-7669-0594	【決済金種】 ✓: 現金
代引金額 (税込) ¥57,510- 内消費税: ¥5,228円 上記金額を領収いたしました。	税 務 署 承 認 済

※この商品代金の領収書はご依頼主の委託により発行するものと致します。
 ※商品及び代金の内容に関してはお依頼主にお問合せ下さい。
 ※領収内容を修正したものは無効となります。
 領収書発行者: SGシステム (株) 東京都江東区新砂1丁目8番2号
 集金代行者: 佐川急便 (株) 京都市南区上鳥羽角田町8番地

領 収 書 等
添付合計金額

57,510 円 (内、政務活動費充当額 57,510 円)

2023年8月発行

発行：桑名市議会 日本共産党桑名市議団
☎ 0594-24-1311
(桑名市役所議員控室)

※このニュースは政務活動費で作っています。
ニュースや市政のご意見をお聞かせください。

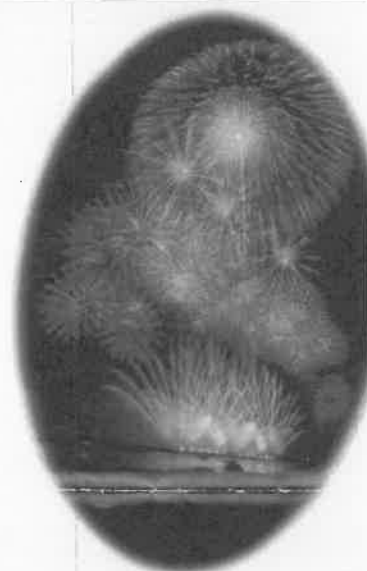


第2回定例議会 6/8(木)~6/29(木)

一般会計補正予算(第2号) 補正額 10億9,958万8千円
介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 782万2千万円

補正予算の概要 < 一般会計(補正第2号) >

- 食材費等高騰緊急対策事業費 3,280万5千円
小中学校・幼稚園・保育所(園)給食の、物価高騰分の補てん
- 競争力強化補助金 7,000万円
中小企業の付加価値向上、競争力強化を目的として実施する桑名商工会議所の事業を支援
- 窓口事務効率化推進事業費 5,242万8千円
転入など関連する手続きをワンストップ受付する「書かない・待たない・回らない」
窓口業務支援システムを導入。受付レイアウトの変更
- ブランド推進事業費 495万円
本多忠勝と千姫の大河ドラマ誘致に向け、誘致活動の展開ほか
- 介護認定審査会共同設置事業費 782万2千万円
要介護認定調査業務のデジタル化を行うための費用



一般会計補正予算(第3号) 補正額 10億1403万5千円

- 桑名北部東員線整備基金 10億円
多度南部エリアの立地企業で、5月に日本初のパワー半導体の出荷開始、
秋には大型物流センターが稼働開始予定。同エリアの道路整備のため、
都市計画道路桑名北部東員線と周辺の基盤整備促進のための基金積立。
- 児童福祉総務費 一般事務費 255万8千円
こども園での不適切保育事案の、原因究明、再発防止を図るための第三者
委員会の開催費用。また在園児等の保護者に対して、臨床心理士による
個別相談・ケア拡充のための費用。
- 保育士確保支援事業費 1147万7千円
こども園での不適切保育により、転園希望に対応するための公立保育所の
受入枠拡大や、当該施設への保育士派遣のための、保育士確保を進める費用。



10 議案に反対しました

個人番号カード交付事業費、企業誘致推進事業費、無料席を設けない桑名水郷
花火大会開催事業費、消防庁舎等再編整備事業、森林環境税、特定小型原動機
付自転車の税軽減、多度地区小中一貫校整備事業関連、企業誘致を市政の優先
とした、桑名北部東員線整備基金に対し、反対しました。

1. 長寿認定こども園の不適切保育をうけて

(1) 現地調査などの実施について

①現在の進捗状況は？

答弁：4月末から5月中旬に、施設の職員に聞き取り調査を行い、不適切保育の事実を確認。5月22日には三重県に調査結果を報告し、6月9日に県と本市との合同で特別監査を開始。6月2日に有識者等による第三者調査委員会を設置し、経緯や現状の報告、現地での聞き取り調査などを行っている。現在、保護者にアンケートを実施し、実態の把握と今後の改善に向けて取り組んでいる。

②今回の問題を、どのようにとらえているか

答弁：子ども達の大事な尊厳が侵されたことは、遺憾であり許しがたい。現在行っている特別監査や第三者による調査委員会の提言も踏まえ、一刻も早く、保護者との信頼回復が出来るよう、当該法人に対して改善を求めている。

(2) 今後の改善について

① 保育士の配置等、保育環境の改善をどのように取り組むのか

答弁：長寿認定こども園では、児童数に対する保育士数は確保されていたが、外国籍の児童や、発達支援が必要な児童に対し、大変さや関わりの難しさが、乱暴な言動となった。

保育士の配置基準等、保育環境の見直しは、現在、国でも議論されている動向を踏まえ、保育士確保策や待機児童対策の現状等、より良い保育環境づくりに向けて検討を進める。

②在園児、卒園児、保護者、保育士の心のケアをどのように取り組むのか

答弁：県の臨床心理士会、公認心理士会、市内保育施設に勤務する臨床心理士などに相談し、長寿認定こども園での不適切保育に関わる園児や保護者、保育士の緊急支援的なカウンセリング等の協議を進める。希望する方々にカウンセリングを行う体制を整え、子ども達や保護者の生活のリズムの安定や心のケアに努める。



<答弁をうけて> 以下の検討を求めました。

① 保育士の配置・労働環境の改善を！！

国の動向を待たずに、桑名市として、いち早く配置基準や労働環境の改善を！

② 国の力を借りて、心のケアを！！

2009(平成21)年から、14年もの長期間に及び、不適切保育が行われてきたことを踏まえ対象者への心のケアを、市・県・国の力を借りて、早急かつ長期にわたる取り組みを！

③実態を把握出来る体制の確立を！！

私立・公立の保育所(園)・幼稚園、こども園に関わらず、実態把握や監査が出来る体制づくりを！



2. 平和の問題について

(2) 自衛官募集への対応について

①現状の対応は？

弁：募集にあたる情報提供は、自衛隊法第97条第1項に基づく法定受託事務として「自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこと」と規定されている。また、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な資料の提出を求めることができる」と規定されており、例年2月に依頼がある。翌年度に満18歳、および満22歳となる方を対象として、氏名及び住所を宛名ラベルシールに印刷して提供。個人情報の保護に関する法律第69条で、「法令に基づく場合」は個人情報を提供できると規定されており、法令に基づき実施している。

“除外申請書”で、個人の情報の使用を選択できる仕組みに

たや：自衛隊法施行令第120条は、防衛大臣の地方自治体への協力要請を根拠づけるものであり、自治体が協力要請に応じる義務を規定するものではない。災害復興の自衛隊の任務と同時に、安保法制のもと、戦地に派遣される可能性もある自衛官の募集協力を検討すべきである。宛名ラベルの提出をするのであれば、自衛官募集に自分の個人情報の提供をしないことを意思表示できる“除外申請書”の提出が出来るようにすべき。“除外申請書”を広報することで、自衛官募集に個人情報が使われていることを周知し、自衛官募集に自分の情報を、選択出来る仕組みに。

右記の、名古屋市中、広報されている“除外申請書”を議場でも提示し、“桑名市でも、除外申請書を”と求めましたが、回答は得られませんでした。

“除外申請書”は、三重県内では、亀山市、名張市、東員町、明和町、御浜町で実施されています。

全国では、札幌市、旭川市、仙台市、東京都板橋区、横浜市、松本市、大阪市、岡山市、福岡市、北九州市、鹿児島市など、“除外申請書”制度を実施する自治体が広がっています。

桑名市での実施を、求めています。



自衛隊への個人情報の提供を望まない人へ ～「除外申請書」の提出を～

■ 区政推進課 ☎086-803-1032
市では、自衛官の募集について法定受託事務として協力を行っています。

令和3年度から、その年度に18歳と22歳になる人の「氏名」と「住所」を、自衛隊に対し宛名ラベルで提供することになりました(提供した情報は、自衛隊からの募集案内の送付にのみ使用)。

この提供を望まない人は「除外申請書」の提出をお願いします。令和3年度の対象者と受付期間は下表のとおりです。詳細は同課HPをご覧ください。

対象者	受付期間
令和3年度に18歳になる人 (平成15年4月2日～16年4月1日生まれ)	4月15日 までに
令和3年度に22歳になる人 (平成11年4月2日～12年4月1日生まれ)	

■ 除外申請書(同課HPから入手可)と健康保険証などの本人確認書類の写しを
■ 本人以外が申請する場合は、委任状や申請者の本人確認書類などの写しが必要。



支 払 伝 票

令和 5 年 8 月 17 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	11
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 金 額	27,500 円		
支 払 先	株式会社くわな新聞社		
使 途 内 容	広報紙折込代 27,500 円		
備 考 0	※支払番号「10」の折込代		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領 収 書

日本共産党 桑名市市議団 多屋真美 様

下記の通り、領収いたしました。

件名 『くわな新聞』 折込広告
掲載号 2023/8/24

会社名 株式会社くわな新聞
住所 〒 511-0023 三重県桑名市
TEL 0594-22-9870
FAX 0594-22-9872
担当

発注No: Y20230824
領収日: 2023/8/17

合計金額	¥27,500	(税込)	消費税	¥2,500	税抜	¥25,000
------	---------	------	-----	--------	----	---------

No	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	2023/8/24号 折込広告 (B4)	10000	枚	¥2.80	¥28,000	
2	お値引き	10000	枚	¥-0.30	¥-3,000	
3						
4						
5						
6						

小計	¥25,000	
消費税	¥2,500	
合計	¥27,500	

備考

支 払 伝 票

令和 5 年 9 月 12 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	12
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 9 月 12 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 9 月 12 日		
支 払 金 額	5,857 円		
支 払 先	株式会社三和商会		
使 途 内 容	コピー用紙 5,857 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☒ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領収証

No. **006238**

日本共産党 桑名市議会 様 2023 年 9 月 12 日

金額	723430				
----	--------	--	--	--	--

但 ☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

株式会社 三和 桑名 7
 電話 22-479
 FAX 22-1480
 登録番号

〇A機器・事務用品
 文具 学校教材全般

〃HISAGO #N1778(100)別シ J645028

領収書等 添付合計金額	23,430 円 (内、政務活動費充当額 5,857 円)
----------------	-------------------------------

請 求 書

伝票番号 106972

2023 年 9 月 12 日

OA機器・事務用品・文具・学校教材全般

株式会社 三和商会

代表取締役 近藤 孝司

〒511-0042 三重県桑名市柳原1-1-1

TEL 0594-22-1479 FAX 0594-22-1480

日本共産党桑名市議団

様

(000800-003)

	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1	WHITE OA用紙 B4 2500枚	6	ケース	3,905	23,430
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				合計金額 (税込)	¥23,430

摘要

取引銀行

百五銀行 桑名支店 (当)

桑名三重信用金庫 本店 (普)

検

印

支 払 伝 票

令和 5 年 10 月 6 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	13
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 10 月 6 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 10 月 6 日		
支 払 金 額	2,040 円		
支 払 先	名古屋鉄道		
使 途 内 容	草潤中学校行政視察 2,040 円		
備 考	・交通費 2,040円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

(自署)

収 入
印 紙

領 収 書

No. 050593

様

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					7	9	0	0	

10%対象ただし 乗車券代

(※)8%対象ただし

非課税対象ただし

※軽減税率対象

内訳

税率10% 税込価格 4900-

税率8% 税込価格

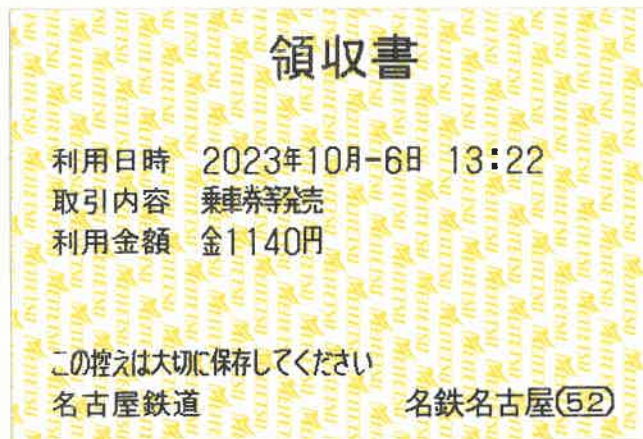
非課税金額

上記の金額を領収いたしました。 2023.10-6日

近畿日本鉄道株式会社
登録番号 T5120001183629

桑名出札 発行

取扱者



領 収 書 等
添付合計金額

2,040 円 (内、政務活動費充当額 2,040 円)

活動実績旅費明細書

令和 5年 10月 6日

会 派 名 又は議員名		日本共産党桑名市議団						会派代表者 又は議員印			
参 加 者 氏 名		多屋 真美						支 払 項 目		調査研究費	
								支 払 番 号		13	
場 所 (調 査 先)		岐阜市立草湍中学校						会 計 帳 簿 記 入			
年 月 日		2023年10月6日						計 算 確 認 印			
概 算 額				精 算 額				差 引 額			
0 円				2,040 円				2,040 円			
月 日	乗車駅名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降車駅名	時刻	扣数	運賃	特急・急行券 座 指 普 通		日 当	宿 泊
10 6	桑 名		近鉄	名 古 屋			450				
	名 古 屋		名鉄	岐 阜			570				
	岐 阜		名鉄	名 古 屋			570				
	名 古 屋		近鉄	桑 名			450				
...											
概 算 額				0		0	0	0	0	0	0
精 算 額				2,040		2,040	0	0	0	0	0
過不足の理由											
備 考											

2023. 10. 06 岐阜市立草潤中学校 視察報告

少子化による、廃校となった小学校の校舎を利用して、2021(令和3)年に、東海地方で初の不登校特例校として、開校。校則、制服なし。

校舎の改修や寄付など、地元の方の協力がかなりあり、地元の職人さん方が、改修・補修工事をされた動画を見せて頂いた。地域の方と作り上げる、地域の学校となっていた。予算の2/3の予算をかけたのが、トイレ改修であり、エレガントなトイレを目指し、改修された。生徒からも、”トイレがきれいなことは大事”と声があがっていた。

現在、生徒数 計 40 人 + 在籍校に籍を置きながらの支援
(通級支援 25 名・オンライン支援 25 名)

1 年生 13 人 / 2 年生 12 人 / 3 年生 15 人

- ・週 1 回程通う、通級支援 25 名
- ・家でオンラインにより、相談や学習を行う、オンライン支援 25 名

学校らしくない学校をコンセプトにして、生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で、様々な学びの形を提供する。

新たな自分の可能性を見出すことを目指す。

時間割、クラスで行われる授業はあるが、授業を動画配信し、学校内や自宅で受けることができる。また自分で時間割を決め、他の授業を受けても、読書などをして、授業を受けなくてもよい。3 年生であっても、1 年生の数学がわからないからと、1 年生の授業を受けることなども出来る。

個室ブース、図書室などには、リラックスできるソファなどを設置。

イラスト、音楽などの芸術などは、地元のプロの方に来てもらい、指導を受ける。

その道の進路などにも相談に出来る。

少人数であり、1 人ひとりが個別のプログラムで学ぶため、生徒一人ひとりに寄り添った学びが行われている。

支 払 伝 票

令和 5 年 10 月 11 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	14
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 10 月 11 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 10 月 11 日		
支 払 金 額	40,000 円		
支 払 先	大阪社会保障推進協議会		
使 途 内 容	全国地方議員社会保障研修会参加費 40,000 円		
備 考	※オンライン参加のため、交通費なし		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書

日本共産党 桑名市議団 多屋真美 様

2023年10月11日

領収書番号 NO.45

金額 40,000 円

内訳 全国地方議員社会保障研修会参加費

団体名

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034

大阪市北区錦町 2-2 国労会館内

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

大阪社会保障推進協議会主催

第8回全国地方議員社会保障研修会開催のお知らせ

日頃より、住民の暮らしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関するどこにもない研修会を下記のとおり2023年11月にハイブリット方式で開催いたします。

参加費の入金を確認後登録となり、領収書を送付いたします。レジュメ・資料集・パスコード等につきましては、一週間前にはみなさまのお手元にお送りいたしますので、大量の資料をダウンロードする必要はありません。

当日、zoom参加のみなさまは開始時間直前にクリックするだけでご参加いただけます。リアル参加も可能です。

全講義についてレコーディングを行い講義終了後全員にURLをお送りしますので、当日参加できない場合も後日ご視聴いただけます(クラウドレコーディングですので視聴期限はありません)。資料印刷・発送の関係上キャンセルは10月15日までです。どうぞご参加ください。

	日程	テーマ	講師
①	11月6日(月) 10時~13時	女性・シングルマザーの貧困と自治体政策~シンママ調査でみえてきたこと(仮称)	砂脇恵先生(龍谷大学社会学部准教授)
②	11月6日(月) 14時~17時	第9期介護保険改悪の内容と自治体での事業計画策定のポイント(仮称)	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・ケアマネジャー・佛教大学非常勤講師)
③	11月7日(火) 10時~13時	いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか(仮称)	加美嘉史先生(佛教大学社会福祉学部教授)
④	11月7日(火) 14時~17時	メンタルヘルスの視点から見る子育て支援・女性支援	加藤雅江先生(杏林大学保健学部教授)
⑤	11月8日(水) 10時~13時	異次元の少子化対策で「子育て罰」は解決するのか(仮称)	桜井啓太先生(立命館大学産業社会学部准教授)
⑥	11月8日(水) 14時~17時	基礎から国保を学び、「統一国保」の問題点を大阪から発信する	寺内順子先生(大阪社保協事務局長)

□会場 大阪府保険医協会 M&D ホール(定員 70 名) zoom 参加は 100 人まで可能です。

□対象 全国都道府県・市町村議員

□参加費・資料代 4 万円(部分参加はなし)

郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

□参加希望の方は、件名「全国地方議員社会保障研修会申し込み」とし、以下①~⑨を明記して必ずメール osakasha@poppy.ocn.ne.jp までお送りください (fax 不可)

【申し込み必須事項】

- ① お名前(ふりがな必須)②都道府県名③市町村名④政党名⑤住所(郵便番号必須 領収書及び資料送付先)
- ⑥メールアドレス⑦携帯電話番号⑧領収書の書き方の指定(宛名・日付等の書き方)ない場合は入金日・お名前となります⑨参加方法(リアル会場か zoom か。直前のコロナの感染状況により変更可)

※お問い合わせも必ずメールでお願いいたします。大阪社保協アドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2023 年度大阪社保協主催

全国地方議員社会保障研修会

タタ真美

レジュメ・資料集

□各講座日程と内容

	日 程	テーマ	講 師	頁
①	11月6日(月) 10時～13時	女性・シングルマザーの貧困と自治体 政策～シンママ調査でみえてきたこと ミーティングID：817 0354 2446 パ ス コ ード：609539	砂脇 恵 先生 (龍谷大学社会学部准教授)	1
②	11月6日(月) 14時～17時	第9期介護保険改悪の内容と自治体で の事業計画策定のポイント ミーティングID：844 8287 4030 パ ス コ ード：279715	日下部雅喜 先生 (大阪社保協介護保険対策委 員長・ケアマネジャー・佛 教大学非常勤講師)	30
③	11月7日(火) 10時～13時	いまなぜ国・自治体による貧困対策が 重要なのか ミーティングID：886 0936 7407 パ ス コ ード：013144	加美 嘉史 先生 (佛教大学社会福祉学部教授)	112
④	11月7日(火) 14時～17時	メンタルヘルスの視点から見る子育て 支援・女性支援 ミーティングID：837 5715 9732 パ ス コ ード：860578	加藤 雅江 先生 (杏林大学保健学部教授)	162
⑤	11月8日(水) 10時～13時	異次元の少子化対策で「子育て罰」は 解決するのか ミーティングID：867 3557 9669 パ ス コ ード：954830	桜井 啓太 先生 (立命館大学産業社会学部准 教授)	177
⑥	11月8日(水) 14時～17時	基礎から国保を学び、「統一国保」の 問題点を大阪から発信する ミーティングID：813 1110 0156 パ ス コ ード：779045	寺内 順子 先生 (大阪社保協事務局長)	208

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

1. 女性・シングルマザーの貧困と自治体政策～シンママ調査でみえてきたこと

砂脇恵先生（龍谷大学社会学部准教授）

作成。

(4)母「子」福祉施策の見直し

子どもの年齢要件「18歳未満」 例:児童育成手当

(5)児童扶養手当・生活保護の運用改善

- ・児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し、人権侵害を行わない。

(6)自治体の奨学金制度の充実

(7)制度の手続き・アクセシビリティの改善

児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出の面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

< まとめ >

- “ケアを社会の中で共有する”
＝ 誰かに大切にされてはじめて、誰か(自分も)を大切に出来る。
- ”ケアの価値の復権” (母親規範でなく)。
＝ ケア責任を民主的に共有しようとする営みが、もっと生きやすい社会を生む。

< 感想 >

コロナ禍により、シングルマザーの貧困や困難が、あかるみとなった。

家計を一人で支え、1人で子育てをする母親が、仕事を休めず、また仕事を休むことにより、収入が減る、失業することとで、貧困に陥る、また日常から、貧困な生活や、貧困に陥りやすい状況になっている。

そこには、女性の雇用の問題と、社会保障、子育て支援など、社会が支えるものになっていないことに、大きな問題がある。賃金を上げ、収入と生活を補償する雇用形態・条件の改善、働きつづられる、働きやすい雇用環境の改善、社会保障の軽減、給食費無償化、教育費・医療費の負担軽減などを行うことにより、シングルマザーだけに限らず、低所得者や、だれもが生きやすい社会になる。

社会の問題を、まっさきに受けるのは、底辺の人達である。問題を改善しなくてはならない。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

1. 女性・シングルマザーの貧困と自治体政策～シンママ調査でみてきたこと

砂脇恵先生（龍谷大学社会学部准教授）

コロナ禍が浮き彫りにしたこと

1. 女性・シングルマザーの貧困を支える視点

2. シンママアンケート結果 — あきらかになったこと —

- (1)暮らしの基盤の不安定性（生活基盤の不安定性、コロナと物価高騰の打撃）
- (2)生活の基礎的な支出まで切り詰めても、家計が立ちゆかない。
- (3)社会保障制度の不足と谷間。その改善を求める声。

3. ケアする人をケアする社会の仕組みを（自治体への提言）

(1)子どもをケアする労働者に、安定した雇用と賃金

- ・こどもの貧困実態調査や「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくる。

(2)短時間労働、自営業者の社会保障料の負担軽減、給付水準向上を

- ・子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料に。負担が重い入院時食事療養費を無料に。妊産婦医療費助成制度を創設。

(3)サービス給付(住宅・教育・医療)で家計支出の負担を軽減。

- ・「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへの、シェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出す。
- ・NPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を、公的な場所の提供など等で支援。自治体独自や社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行う。NPO や市民団体が、朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行う。
- ・小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化。
- ・学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化する。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設ける。フッ化物洗口に取り組む。
- ・一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなど

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・
ケマネージャー・佛教大学非常勤講師)

1. 介護保険事業計画とは

●介護保険の運営主体(保険者)

介護保険の保険者は「市町村」

理由①高齢者は「地域」で生活

②住民に身近な基礎的自治体

③福祉・保健事業の実績

○ 他の社会保険は？

国民健康保険：都道府県は市町村とともに・・・国民健康保険をおこなうものとする

年金保険：政府が所掌する

●国民の努力及び義務

介護保険法 第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2. 国民は、協働連帯の理念に基づき、
する。

ものと

●介護保険料の決定の3原則

介護保険法第129条

①市町村は、

しなければならない。

②保険料額は、政令で定める基準に従い、

とより算定される。※「保険料」とあるが、「金額」で表示される。

③その「

でなければ

ならない。

●市町村介護保険事業計画

保健給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業を策定。

- ・区域(日常生活圏域)の設定
- ・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- ・各年度における必要定員総数(区域毎)

**保険料の
設定**

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート
2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
 - ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標
 - ・その他の事項

2. 「史上最悪の改定」はようになった

● ”次期” 介護保険見直しとは

現在 第8期 (2021～23年度)

次期 第9期 (2024～26年度)

- ・法改正・2024年度施行
- ・介護報酬基準改正・2024年施行

●介護保険 次期見直し

2022年12月20日 社会保障審議会介護保険部会「意見」

2023年2月10日 法改正案提出 (「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」)

5月12日 参議院本会議可決・成立 5月19日 交付 ※施行は2024年4月1日

2割負担拡大 夏までに結論⇒年末までに結論

「一定以上所得」(2割負担)の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当。

※2割負担拡大「遅くとも2023年夏までに結論」2022年12月20日 社会保障審議会介護保険部会 → 6月16日「年末までに結論」(「骨太の方針2023」)

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

3.第9期事業計画への課題

① “介護保険料

上がり続ける介護保険料 当初の2.07倍！！

全国平均基準月額

第1期(2000～02年)	2,911円	年額 34,932円
第2期(2003～05年)	3,293円	
第3期(2006～08年)	4,090円	
第4期(2009～11年)	4,160円	
第5期(2012～14年)	4,972円	
第6期(2015～17年)	5,514円	
第7期(2018～20年)	5,869円	
第8期(2021～23年)	6,014円	

20年間下がりっぱなしの年金

1995年 171,478円 → 2019年 144,268円 ▲31,597円(▲17.9%)

第9期事業計画に向けた課題

- ・全国の市町村(1571 保険者)のうち半数近く(751 市町村)は、国基準(9段階)の所得段階にとどまり、最上位の釐率も748市町村(47.6%)が国基準の1.7か1.7未満。
- ・問題は、低所得者の乗率。国基準より低くしている市町村は、第1段階112市町村(7.13%)、第2段階334市町村(21.3%)、第3段階127市町村(8.1%)。
- ・第9期回顧保険料事業計画に向けての住民運動では、保険料基準額の引き上げ反対・引き下げ要求とともに、低所得者の保険料乗率をさらに引き下げる要求を積極的に掲げる必要がある。

●保険料に関する要求案 ～ 公費削減を許さない共同を地方から

- 1.現在の介護保険料のしくみでは、限界。国庫負担増で、保険料の引き下げ。
- 2.当面、市町村の一般財源を投入して、保険料の引き下げを行うこと。
- 3.保険料の余りを溜め込み(基金)している自治体は、全額保険料引き下げにまわすこと。
- 4.低所得者にたいする介護保険料減免制度の拡充。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

この意見を無視するな！ 社会保障審議会介護保険部会 資料2022年10月31日

- ・利用時の負担増は、サービスへのアクセスを阻害する。
- ・75歳以上の平均収入は半数以上が150万円未満。介護保険サービスの利用者負担増は、サービスを減らさざるを得ない人が増えることが推測される。
- ・介護サービスは長期にわたるサービス利用が多く、負担増から利用控えなどが起こり、利用者の状態悪化を招くこととなる懸念。利用者数は増え続けることから、負担の増加がサービス利用への影響、それぞれの判断基準の妥当性について、検証データを提示した上で、慎重かつ丁寧な議論を続けていくべき。
- ・家計のほとんどを年金収入に頼る後期高齢者にとって、負担できるのかどうかをどのように判断されているのかは、死活問題。高齢者、特に後期高齢者の負担能力について、被保険者が納得できる資料、現実的な議論の素材を出すことを強く要望。

消費税10%化に伴う 公費投入による介護保険料軽減

町村民税非課税世帯全体を対象として実施（65歳以上の約3割）

基準額に対する割合 軽減後（公費軽減分） 人数（15年推計）

第1段階 0.50 ⇒ 0.30(▲0.20) 650万人

第2段階 0.75 ⇒ 0.50(▲0.25) 240万人

第3段階 0.75 ⇒ 0.70(▲0.05) 240万人

実施時所要見込額 約1400億円（公費ベース※）

※公費負担割合 国 1/2、都道府県 1/4 市町村 1/4

市町村では大幅な負担増になる可能性

- ・「公費による低所得者軽減」の引き下げが実施された場合、多くの市町村では広範な課税層の保険料負担の引き上げが避けられなくなる
 - ・市町村の半数以上にあたる820市町村が国基準の9段階を超える10段階以上の所得段階設定を行い、最上位の段階の乗率は、国基準を超える乗率としているところは823市町村。これらの市町村は、すでに高い乗率を課しているため引下げの余地が少ないため、公費が削減された分を補うことが困難。
- ⇒①低所得者軽減の率を引き下げる ②課税層全体（合計所得120万円未満の含む）の乗率を引き上げる。

※介護給付費増による保険料基準額の引上げに加え、公費削減による保険料負担の引上げが加わり、高齢者にとってはさらに大きな負担増をもたらす可能性。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート
2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

②総合事業

＜総合事業のねらい＞

介護保険の縮小・再編

- ・保険給付(保険本体)から地域支援事業(保険のおまけ)への移行
- ・総合事業費の”上限”を設定。

75歳以上の高齢者数の伸び以下の増加率しか認めない。

要支援 1,2 は手始め、本命は要介護 1,2 の移行

＜自治体での課題＞

- ・全ての要支援者には従来型サービス(専門的サービス)の利用を保障させる。
- ・”多様なサービス”は必要に応じ、。
- ・支え合い・助け合いは役割を明確に、住民の自主性・創意工夫を尊重しながら、公的援助を抜本的に充実させる。

＜総合事業のポイント＞

1. 受け皿作りから出発させない。多様なサービスへの置き換え、誘導の危険性。
2. 従来相当サービスの維持発展が中心課題。
3. 地域助け合い・介護予防は長期的に住民の自発性・合意を尊重しながら、公的支援で
4. “規範的統合”は、させない。 ※自助・互助は未来永劫には続かない。

＜今後の方向性の提案＞

1. 要介護者への拡大をさせない！
“時期”見直しに向けて、最重点課題
2. 要支援者の在宅ケアを支えるホームヘルプ・デイサービスの拡充
3. 地域支援移行ではなく、保険給付に戻す運動の全国的構築

4. 2024年度介護報酬改定 ～今こそ抜本改善を

＜介護保険の課題＞

- ・訪問介護士の人手不足
- ・高齢化するホームヘルパー
- ・低報酬

全額国庫予算で、賃金引き上げを！

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

2. 第9期 介護保険会案の内容と、自治体での事業計画策定のポイント

< 感 想 >

介護保険制度が限界と語られた。国が狙う、国庫負担の削減、個人負担を2割負担への拡大は、低所得者が多い、高齢者の生死に関わる問題である。

介護従事者の賃金・処遇の改善と、利用者の負担減、高齢者の命を守るために、国が予算を投入すべきことを実感しました。

また桑名市は、全国に先駆けて要支援1,2の方が受けられるサービスの低下、料金増を行っている自治体であり、全国と同じサービスに戻すこと、これ以上の負担増にならないよう、取り組まなくてはならないと思います。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生
(佛教大学社会福祉学部教授)

1. なぜ貧困は生み出され、広がっているのか

<日本の相対的貧困率>

2020年 厚生労働省発表

日本の相対的貧困率(OECDの所得定義の新基準) 15.7%

子どもの貧困率 14% ひとり親世帯の貧困率 48.3%

●絶対的貧困：B. Sラウンドリー

栄養学の知見から、必要カロリー摂取基準費用を算定。貧困とは生存に必要な最低生活費に満たない収入や生活費。

●相対的貧困：タウゼント

社会や時代において当然必要と見なされている生活様式、習慣、社会活動を“剥奪”されている状態が貧困。

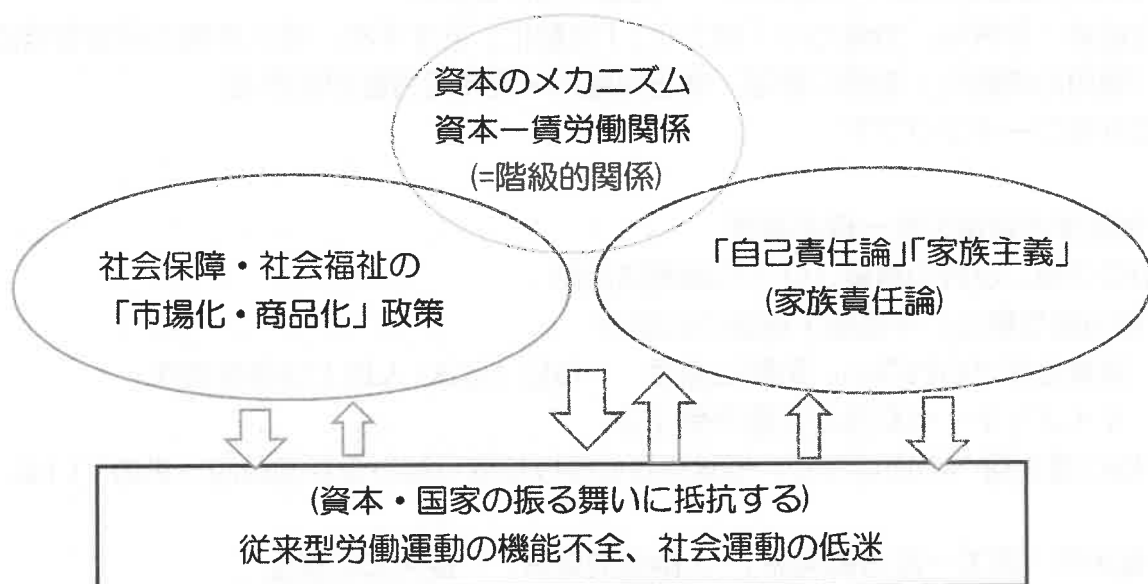
「国民生活基礎調査」：世帯可処分所得(世帯内の全ての所得の合算)を世帯人数で調整した値(等価世帯所得)の「中央値」の50%(2018年は127万円)以下の世帯。

<なぜ貧困は生み出され、広がっているのか>

- ・90年半ば以降、日本は賃金低迷が続く

各世帯の平均所得が減少

所得400万未満の世帯が半数弱



2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生

(佛教大学社会福祉学部教授)

2.資本主義社会は、なぜ貧困を生み出すのか？

(1)マルクスの資本主義分析

- ・産業革命による資本主義の確立

児童や婦人の低賃金での深夜労働・長時間労働

“経済恐慌”(循環的過剰生産恐慌)の周期化、失業と悲惨の悪化

マルクス：資本のメカニズムを分析し、失業者や貧困者を生む構造＝「資本主義的蓄積の一般的法則」を明らかにした。

●相対的過剰人口

資本蓄積に必要な労働人口は限られており、資本の都合によって、その人口は増減する。
資本の蓄積欲求により、過剰、余剰な労働力人口が生産される。＝「相対的余剰人口」

●人手不足なのに、賃金があがらない

資本蓄積では、「大量失業」と「人手不足」が同時に起きることがありえる。

低い賃金で働く労働者に対して、大きな需要が発生する。

- ・近年の日本＝人手不足でありながら、低賃金の非正規雇用が広がり、賃金があがらない。
諸外国に比べ、日本の最低賃金の低さが際立つ。

(2)なぜ「非正規雇用」が広がり、「賃金」が上がらなくなったか

日本の賃金水準低下の要因は、”企業の人件費抑制”

日経連：財界は、労働力の「弾力化」「流動化」をすすめ、総人件費の抑制を努めた。

「雇用の流動化」を国に要望。非正規雇用・長時間労働が広がる。

広がるワーキングプア

(3)加速する貧富の差－資本蓄積

- ・コロナ禍、世界の富豪10人の資産は倍増
- ・「経済的な暴力」－格差・貧国の広がり

医療を受けられない、飢餓に直面 毎日1000人以上が命を落とす。

マイノリティや女性が影響を受ける

- NGO:富裕層への増税など、格差是正に向けた取り組みを各国政府に求めている。

(4)貧困を「資本－賃労働関係」(＝階級的関係)で捉える必要性

非正規雇用増加や、賃金抑制は、「資本－賃労働関係」(＝階級的関係)のもとで作られ、
貧困は「相対的過剰人口」という形で生み出している。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生

(佛教大学社会福祉学部教授)

3. 「共有化」する社会保障と貧困拡大

(1) 社会保障は「公的責任」ではなく、「共助」？

●国の社会保障に関する近年の定義 — 自助・互助・共助・公助

自助：自分のことは自分です。自らの健康管理。市場サービスの購入

互助：当事者団体による取り組み。高齢者によるボランティア・生きがい就労

共助：介護保険に代表される、社会保険制度サービス

公助：生活保護、一般財源による高齢者福祉事業等、人権擁護・虐待対策

(2) 政府・厚生省の「自助・共助・公助」論の登場と変容

●社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」(1950年10月)

社会保障は国家責任

＝憲法25条に基づき、「国民には生存権があり、国家には生活保障の義務がある」

●政府による、「自助・共助・公助」論の登場

＝家族、地域組織＝「共助」とする「自助・共助・公助」論が登場

●「社会保障体制の再構築(勧告)」社会保障審議会(1995年) 50年勧告と決別。

●「平成12年度 厚生白書」(2000年)

国民同士の相互扶助関係において、「人間の尊厳」を尊重。

●2006年5月 「今後の社会保障の在り方について」(「社会保障の在り方に関する懇談会報告書」)

＝社会保障は、共助と位置付けられる一方、公助は自助・公助で対応できない困窮等に対する、救済的な公的扶助・社会福祉に限定化。

(3) 「公的(国家)責任」の縮小は何をもたらしているか？

●2006年「社会保障の在り方に関する懇談会報告書」以降、社会保障は、「共助と公助」に分解。

①国家の社会保障の責任範囲を縮小

社会保障の定義を「共助」に変更、「公助」から社会保障を分解させ、「公助」を公的扶助などに限定化。

②国家の社会保障の責任を減責化し、自己責任論を進める。

③「公助」対象者の特殊化を進める

「公助」は自助や共助では対応できない困窮に対し、受給要件を定めて、最低生活保障を行い選別的・救済的な公助扶助などに限定。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生
(佛教大学社会福祉学部教授)

(4) 社会保障の「市場化・商品化」

本来、市場原理・競争原理になじまない社会保障の領域を、「市場化・商品化」する。
＝新自由主義的政策

(5) 自由主義と新自由主義的統治

●新自由主義的統治とは

社会にかかわる所与の相対(技術、科学、法、人口)への統治介入
＝市場と競争原理を適用し、競争が出現可能になるよう介入

(6) 日本の社会保障の現状

・若い世代の結婚・出産を遠ざける”奨学金”

①住宅保障政策 ＝ 社会保障の基本

・日本では、市場原理に基づき、”持家政策”が優先。
公的賃貸率、住宅手当受給率が低い。

②子育て政策

・欧州諸国では、子育て世帯の所得保障として、家族手当などの”社会手当”が充実。
・日本では、子どもや一人親に対する、”現金給付”(児童手当など)、“現物給付”など、子育てを支える”家族関係社会支出”が少ない。家庭の経済的負担が大きい。

●子育て政策の家族責任化と、市場化・商品化

“子育ては、家族(女性)が担うもの”とする、“家族主義(家族責任)”と、「市場化・商品化」 ＝ 新自由主義的政策の二重構造

●日本は、社会保険料・税の負担に対し、社会保障の現金給付が薄く、低所得層は冷遇。

4. 自己責任化・家族責任化する貧困

(1) 強調される家族責任

●日本型福祉社会の主要システム

①個人がしょぞくする家庭

②個人が所属する企業

③市場を通じて利用できる各種のリスク対処システム(保険など)。

④最後に国が用意した社会保障制度

経済が低成長の中で、企業や家庭も弱体化。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生
(佛教大学社会福祉学部教授)

(2)「近代家族モデル」と「性別役割分業」

①女性(家族)の責任にされてきた、ケア・家事労働

②”標準家族”から、周縁化・特殊化された人々

“結婚”を通じた、“標準家族”。そこから逸脱した、シングルマザーや単身女性などには、社会権の制度上不利を生み出す。

(3)浸透する自己責任論

●社会保障の市場化・商品化は、福祉的給付・サービスを”依存”と位置付け、自己責任論のイデオロギーによって、スティグマ(烙印)化。

●国際意識調査

自立できない貧しい人たちの面倒をみるのは、国の責任。

大半の国は、80～90%台。日本は59%。47ヶ国中、最下位。

＝貧困や失業は、国・政府の責任でなく、自己責任で対処すべきという考え。

困難を言えない、ものが言えない社会。小中学生の自殺率も過去最多、先進国 G7 で日本のみ。

5.労働運動の機能不全、社会運動の低迷と低婚問題

(1)低下する労働組合の組織率

進む労使協調路線

(2)労働組合の機能不全

労働者がバラバラにされ、相互に競争をさせられている。そのため、労働組合による競争規制の機能が働かず、賃金や労働条件の向上・労働者全体の生活の底上げが困難になっている。

(3)社会運動の低迷

1973年のオイルショック以降、社会保障・社会福祉の抑制政策が進められ、社会運動は低迷。社会運動において、貧困問題は関心が低かった。

(4)「反貧困運動」の意義と限界

2008年のリーマンショックによる「派遣切り」

＝仕事と住居の喪失という貧困問題が、社会一般と切り離された問題でなく、非正規労働者など多くの労働者の困難であると可視化の契機に。

「派遣村」：2000年代に急増した派遣労働者が、都合のよい労働力として利用され、切り捨てられた労働者。その問題への”国の政策の無策”によって現れた、貧困問題という視点で展開。

●「反貧困運動」の意義と鎮静化

貧困は、”働けない貧困者”に限定の問題ではなく、”ワーキングプア”の問題

＝労働者階級の問題。その対策の対象を、広範な労働者にまで広げ、普遍的な社会保障制度への展望が開かれる可能性を生む。

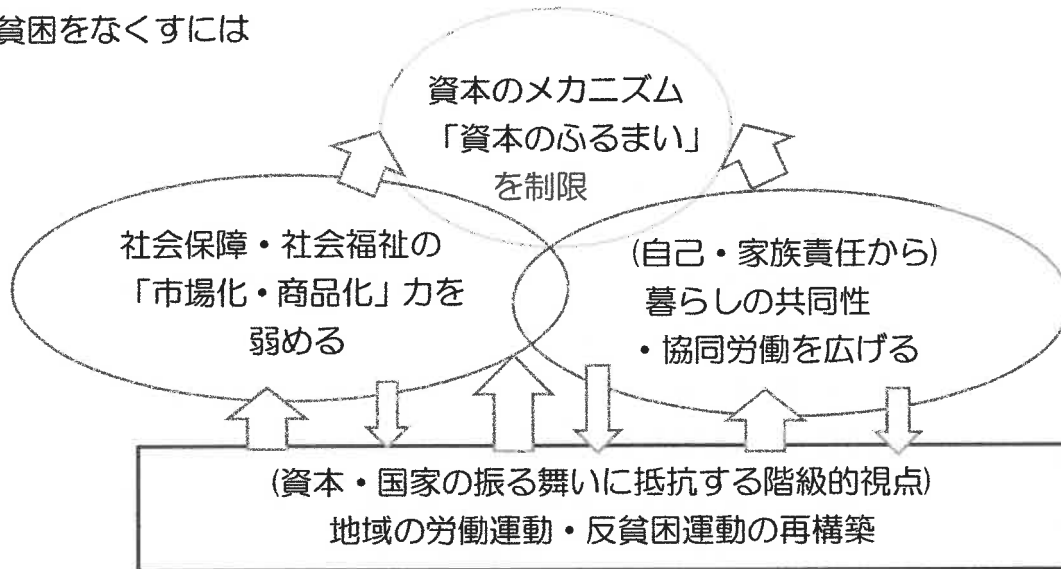
2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生
(佛教大学社会福祉学部教授)

反貧困運動は次第に、「ワーキングプアやそれを生み出す労働市場」を変革する問題より、労働市場から排除された「働けない貧困者」の困難への支援や、「社会参加」に焦点が当てられ、労働運動と分離。

●貧困をなくすには



6. 全ての人を対象とする富本的な貧困対策を構築する

●増加する低年金受給者

厚生年金受給者 平均年金月額

男性 16万3380円 女性 10万866円

国民健康保険 老齢年金(25年以上) 月額約5万6千円

- ・男女の年金差は、賃金差と就業期間の差が主な要因。

●とりわけ高い、女性の貧困率 = ジェンダー構造が組み込まれている。

ひとり親世帯の貧困率 48.3%

●すべての人への普遍的な経済的・ケア保障を構想する今日的意義

これまでは、ケア労働の担い手を女性としてきた。

今日の社会は、すべての人が”ケアの担い手”になる可能性と同時に、”ケアの担い手”になる可能性がある。そのため今後の貧困対策の方向性は、”ケア労働の担い手”に対する経済的保障だけでなく、ケアを担っていない人を含む、すべての人を対象とする普遍的な経済的保障・ケア労働の仕組みの構築が必要。

7. 今日の「自立支援」型福祉政策の問題

(1) 批判される経済的保障

- ・経済的保障など福祉給付を「依存」ととらえ、批判する新自由主義的政策。そのもとで、「就労による自立」を目指す政策への転換が進められてきた。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生
(佛教大学社会福祉学部教授)

(2)社会福祉基礎構造改革と、「自立支援」政策の導入

- ・自立支援は社会福祉の市場化・民営化の促進、社会保障・社会福祉費の抑制のために、政策に導入。

(3)「自立支援」型政策の展開と問題点

- ・「貧困を乗り越える力」を与える「脱貧困」の支援ではなく、全ての人が貧困に陥らない社会を構想する貧困対策への転換が求められている。
- ・貧困の根っこにある労働環境・社会構造の問題は背景に置き、個人に「貧困を乗り越える力」を与える「脱貧困対策」としていることが問題。

8.奪われる「健康で文化的な人間」としての生活

(1)相次ぐ保護基準の引き下げ

①奪われる「幸福を追求する権利と自由」

②貧困スパイラル

●今後の貧困対策

①低所得層の消費水準低下に合わせて、保護基準を引き下げるのではなく、「生活の底上げ」

②住宅・子育て・医療・介護・雇用・教育保障など、社会保障・社会福祉サービスの「脱市場化・脱商品化」

9.生存権を求めて

ワイマール憲法

- ・「経済成長の秩序は、全ての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならない。」

(1)朝日訴訟が問いかけた「健康で文化的な生活」

1957年 肺結核患者として療養中であった朝日茂さんが、「健康で文化的な生活」の実現を求め、生活保護基準の向上を提訴。

10.地域社会から自己責任社会に抗する

(1)いのちのとりで裁判

2013年の生活保護基準引き下げに対し、全国各地で集団提訴

(2)生活保護の扶養照会をめぐる運動

(3)地方自治体の役割と価値

貧困が広がっているにも関わらず、生活保護の利用につながない。

「生活保護は国民の権利」「生活に困ったら生活保護の申請を」と呼びかける自治体が増えている。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

3. いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか

加美 嘉史 先生

(佛教大学社会福祉学部教授)

< 感想 >

資本主義の中では、過剰、余剰な労働力人口が必然的に生産され、失業者や低賃金による貧困者も、必然的に生み出されるものであることがわかった。

日本の賃金水準低下の要因の”企業の人件費抑制”は、財界の国への要望により、政策的にすすめられてきたこともわかった。非正規雇用・長時間労働が拡がり、低い賃金で働く労働者に対して、需要があることから、労働者の労働環境は、一向に良くならない。

公的責任であった社会保障の定義が、1995年から、家族、地域組織を「共助」とし、家族責任を大きくする、国の定義が変わってきたという、社会保障の変容にも歴史があることを知った。

それとともに、市場原理・競争原理になじまない社会保障の領域を、新自由主義により、「市場化・商品化」されていること。新自由主義、企業・資本中心の社会の中で、労働者は一人ひとり競争とバラバラにさせられ、本来、求めている、労働環境の改善や、生活状況の改善につながらない。1人ひとりが、自己責任論に追い詰められている。新自由主義、企業の責任は、重い。

本来あるべき、社会保障のあり方や、国の責任を学ぶことや、1人ひとりが望んでいる、生きやすい、暮らしやすい社会を、作っていききたいと思う。

非正規労働・低所得者が増加し、低成長となっていることへの政策として、国と自治体に求めていくべきことだと実感しました。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

4.メンタルヘルスの視点から見る子育て支援・女性支援

加藤雅恵 先生
(杏林大学保健学部教授)

1. 現代の精神保健の課題

精神科疾患の罹患率の高さ(厚生労働省資料令和4年)

精神疾患総患者数：約419万3万人(入院：約30.2万人、外来：約389.1万人)

入院患者は、過去15年間で減少(約34.5万人 → 30.2万人)

外来患者は、増加(約223.9万人 → 約389.1万人)

認知症(15年前と比べ、約7.3倍) 気分障害が増加(1.8倍)

ライフステージごとの課題

乳幼児期 児童期・青年期 壮年期・中年期・老年期

2.子育て家庭環境の変化

●なぜ子育てを地域で支えるのか

子どもや子育て家庭を取り巻く環境や課題を知ることで、

・子育て支援は、特定の「家」や「家族」の課題だけではないことを知る。

子育てを地域の役割と考えることで、重層的な支援が可能になる。

・「子育て」という切り口で、地域を耕す → だれにとっても住みやすい地域

●子どもと子育て環境・家庭の現状

子どもの数の減少・子どものいる世帯の減少

児童のいる世帯で母親が仕事を持つ割合 = 75.9%

男女とも就業時間の長時間化

生活時間の変化：SNSや在宅ワークの登場

家族形態の変化：核家族化と多様な家族形態(ステップファミリー、内縁・未婚、
シングル)

コロナによる影響：コミュニケーションの変化 DV/子ども虐待の増加

家族機能の変化、親子関係の変化、情報の氾濫

世代間の境界、個人の境界線の曖昧さ、行き詰まる(息詰まる)関係性

3.子育て家庭の孤立

・支援が得にくい・つながりのない環境での子育て・子育ては「家庭」でという感覚

→ 子育てが負担に

・困りごとが見えない構造・支援と困りごとのつながりにくさ

→子育て世帯の声が届きにくい

2023 年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

4.メンタルヘルスの視点から見る子育て支援・女性支援

加藤雅恵 先生
(杏林大学保健学部教授)

児童相談所 2022 年度 児童虐待対応件数 20 万 7659 件(前年度比 2615 件増)
死亡事例 66 件 77 人 (心中による虐待 19 件 28 人含む)
心中以外の虐待死 47 例 49 人)

0 歳児 31 人 (全体の 65.3%) 0 ヶ月児が 50%
子どもの世話・養育出来ない。泣き止まない。

周産期の死亡原因は自殺が最多。妊娠に気づいて 2 ヶ月目が多い。

妊娠の背景に見える、社会的孤立

妊婦だけの問題ではない。優先的に解決すべきことは何か。

●SOS が発信されないのはなぜか

- ・情報にアクセスできない(物理的・時間的)
- ・相談するにはエネルギーがいる
- ・自分自身や「困りごと」の最小評価
- ・支援を受けることのスティグマ
- ・良い経験の少なさ
 - ・尊重されなければ、人を信頼することは出来ない。
 - ・社会に受け入れてもらえたという体験の少なさ → 地域の重要性

●子どもの困りごとの背景

- ・経済的困難
- ・質病や障害・ヤングケアラー
- ・養育環境 ネグレクト、ゴミ屋敷
- ・学校生活 不登校・いじめ・引きこもり・発達課題
- ・不安定な家族関係 DV・頼れる親の不在・コロナ禍のストレス
- ・情報が伝わらない 貧困や虐待への誤った認識、スティグマ・支援の難しさ

●家庭が閉ざされると何が起きるのか

- ・認知が進む→「家」のルールが自分の勝ち基準になる
- ・家庭内の秘密の共有。外からの価値観や声掛けを受け入れられなくなる。
- ・社会や他者を信頼できない。→ 「家」の孤立

●困りごとを抱えた子ども達が大人になる

親たち自身が子ども時代に、「困りごと」を抱えていた。→ 貧困の連鎖
親たち自身が保障されなかった、「子ども時代の環境・子どもとしての時期」
愛着形成、信頼関係の構築に影響がある
生活する上での、ルール感覚の欠如、見通しの立てづらさ

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

4.メンタルヘルスの視点から見る子育て支援・女性支援

加藤雅恵 先生
(杏林大学保健学部教授)

4.支援を必要とする人たち

- ・養育者を支える
- ・子ども達を支える
- ・精神疾患を持つ保護者を支える

5.必要な支援

- ・家族全体をケアの対象として見る視点
- ・対象者に寄り添う支援
- ・全ての人の権利を守る
- ・孤立を防ぎ、社会参加・社会生活を支える
- ・メンタルヘルスに課題があることを知る

6.地域の中での子育て支援

- ・家庭内の人間関係をサポート
- ・必要な情報を、相手の必要なタイミングで渡す
- ・「困りごと」を具体的な支援につなぐ
 - ・妊産婦の子育てとメンタルサポートに対応出来る支援機関・支援者の養成が必要。
 - ・多くの医療機関が対応困難を抱えている。
 - ・精神科医療との連携の課題 ・多職種連携の必要性

< 感想 >

周産期のうつ病による自殺・虐待の数の多さを知った。またその後の子育てにも大きく影響している。子育てを家の責任、問題とする社会の中で、生育家庭で家族や人間形成に問題や抱えた親自身、またその親に育てられた子どもが受けている問題、精神疾患など、問題は多岐に及んでいる。

問題を抱える保護者・子どもだれもが、相談するハードルの高さ、必要な支援にアクセスする困難さを抱えている。また支援を提供する側の問題として、支援機関・支援者の少なさから、相談者と多種の支援機関が連携して支援を行うことが、困難な状態でもある。

精神疾患者、自殺者、虐待などが増加し、親も子も生きづらい社会を変える必要がある。子育てを「家」の責任とせず、地域・社会で育てるという風潮にすることと、そのことに対応出来る、体制づくりが求められていると感じた。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

5.異次元の少子化対策で、「子育て罰」は解決するのか

桜井 啓太 先生
(立命館大学産業社会学部准教授)

1. 日本の母親を苦しめる 3 つの壁

- 保育の壁
出産前から始まる「保活」 「小1の壁」も待ち受ける
危険で不安定な椅子取りゲーム。 入園出来ずに、壊されるキャリア。
- 家庭の壁
責任感や当事者意識のない父親 仕事で家にいない父親
ダブルケアや一人親家庭 重い子育ての経済的負担
- 職場の壁
職場が子育てに無理解 育休を取ろうとして退職に
時短勤務とキャリアのジレンマ 育休も産休もとれない非正規

2. 経済学の Child Penalty 賃金と世帯所得

- 経済学の定義する Child Penalty = 「子どもを持つことに伴う労働所得の減少割合」
女性の労働所得の減少が顕著(国・地域、時代によって異なる)
- 男女間で「同一労働同一賃金」が完全に達成され、格差や昇進などの地位達成に差異がなければ、父親ペナルティ、母親ペナルティは同一であるが、現実にはどの国においても、母親ペナルティが大きいこの差はジェンダーギャップ(男女格差)の要因が大きい。
日本と韓国は、非常に Child Penalty の差が大きい。スウェーデン、デンマークなどの北欧高福祉国家と顕著な差。
- Child Penalty は、狭い定義では、「子どもを持つことに伴う労働所得の減少割合」
労働所得「賃金」の減少率の視点が強い。女性のキャリア、賃金格差という点で見るとは、「賃金」に着目することが重要。
- 減少した賃金を補てんするのが、税・社会保障
子育て世帯に対する税・社会保障(社会政策)の整備状況を考えることが出来る
- 日本の社会政策は、賃金収入が平均 100%を下回る低所得世帯に対して、税負担の軽減
や社会給付手当てによる底上げ社会政策」が順負担率を下げることに失敗している。
- 日本は Child Penalty が高い(子育て世帯に厳しい)国であり、貧困・低所得の子育て世帯に対して、さらに厳しい。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

5.異次元の少子化対策で、「子育て罰」は解決するのか 桜井 啓太 先生
(立命館大学産業社会学部准教授)

3. 貧困リスクの社会化

- ・労働と言う手段によって、生活に必要な資源をまかなうのが、現代社会の原則(生活自己責任)。
- ・人間の人生は、リスクだらけ = 老齢、傷病・障害、失業、離死別

●社会保障・社会福祉の役割

=リスクによって働けない人のために、社会保障・社会福祉はある。

- ・現代の日本は、リスクに対応できるような「労働環境」や「社会福祉」になっているか。

相対的貧困率=一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

貧困線=等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から、税金・社会保障料等を除いた手取り収入)を、世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。

ひとり親家庭の貧困率は、ふたり親家庭の5倍以上。→ 国の政策ミス

離死別リスクに対処していない

●貧困リスクは、労働環境・社会保障制度・家族政策によって増進。

●貧困リスクを減少させる労働・社会保障制度

無償あるいは低廉な価格の保育サービス

男女差・育児差のない生活賃金

公的な家族手当や住宅手当

教育費の無償化、高等教育の負担軽減(無償化)

●貧困リスクを増進させる労働・社会保障制度

高額で供給量の少ない保育サービス

男女差別・育児差別の厳しい雇用慣行

低廉な家族手当、劣悪で数の少ない公営住宅

高い教育費負担 子育て世帯を優遇しない税制度

●貧困解消のための2つのシナリオ

・就業率向上シナリオ

就労支援・職業紹介などの支援の強化。非就業世帯を無くす政策。

・チャイルド・ペナルティ除去シナリオ

子育ての社会的不利(チャイルド・ペナルティ)を除去する政策。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

5.異次元の少子化対策で、「子育て罰」は解決するのか

桜井 啓太 先生
(立命館大学産業社会学部准教授)

4.日本の貧困政策の特徴

- ・労働政策は、母子家庭の”母”の就労支援に集中
- ・チャイルド・ペナルティ対策なし。概念も知られていない。
- ・社会保障給付は、削減。
- ・再配分は、教育重視。

子どもの貧困対策＝「学習支援」と「子ども食堂」だと思っている。

- 貧困問題は、所得の貧困。その解決には、所得再配分(社会福祉)政策と、(子育て罰を受けない)労働環境の整備が必要。

→ソーシャルワークは、つなぐ先が充実してからこそ生きる。

5.子育て・少子化対策

日本の少子化対策

- ① 経済的支援 (児童手当の拡充など現物給付)
- ②子育て支援 (保育施設などのサービス給付)
- ② 働き方改革 ???

「日本は女性を働かせるだけではダメ」 ノーベル賞・ゴールディン氏

- ・労働市場の差別構造(非正規、低賃金)の改善なしではダメ。
- ・男性の考え方(働き方)が、改善には必要。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

5.異次元の少子化対策で、「子育て罰」は解決するのか 桜井 啓太 先生
(立命館大学産業社会学部准教授)

< 感想 >

「子育て罰」という言葉は、正直、あまり耳慣れなかったが、インターネットで検索すると、普通に出てきて驚いた。しかし、内容を知るうちに、「シングルマザーの貧困」の背景には、非正規、低賃金での働き方、十分な保育サービスや教育費などの負担や、十分な社会保障ではないことが、整理できた。

政府は、「シングルマザーの貧困」を社会問題にしていながら、その問題がきちんと分析されず、対策がなされていないとも思った。また社会保障は、国民生活を支えるものという概念も弱い。

男女同一賃金、男女の差別のない職場や社会、男女ともに家庭生活を営める働き方の改革、十分な保育サービスや、保育・教育費の負担軽減など、シングルマザーに限らず、だれもが望んでいるものである。それらのことにきちんと政策を立てることが、子育て・少子化になる。それとともに、国民生活を支える社会保障などの改善がされれば、だれもが生きやすい社会になると感じた。

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

6.基礎から国保を学び、「統一国保」問題点を、大阪から発信する 寺内順子 先生
(大阪者社保協事務局長)

< 「統一」と「統一しない」は納付金計算がちがう >

「統一」の場合は、「市町村の医療費水準に差がない」ことを前提に、事業費納付金計算をする

- 完全統一
- 納付金のみ統一
- 収納格差・直診以外統一
- 直診以外統一
- 統一しない「医療費水準に差がある」 大きな病院がない市町は、保険料が安い

< 保険料統一＝完全統一 >

- ☐大阪では、保険料だけでなく、保険料・一部負担金減免制度も統一
- ☐奈良県は事務も統一

2018年度から奈良県国保連に「国保事務支援センター」設置

< 都道府県国民健康保険運営方針案 >

- ・現在、全都道府県で2024年から6年間の都道府県国民健康保険運営方針策定方針策定がされている

< なぜ国保が高いのか >

☐そもそも国保加入者の特徴とは = 困難を抱えている人が加入する保険。

- ①高齢者(医療を必要としている人)が多い
 - ②無職者(年金生活者・病気などで働けない人=医療を必要としている人)が多い
 - ③低所得者(無年金・低年金・ワーキングプア=高い保険料だと払えない人)が多い。
- =医療費総額が少なく、加入者の所得が高く、加入人数・世帯数が多いと安い。

⇒ その逆か高くなる。

< 国保都道府県単位化 >

☐2018年度から国保の運営を都道府県と市町村が行う。都道府県は財政を握り、市町村を支配する。市町村は賦課や給付の権限を持つが、「都道府県国保運営方針」に縛られる。

☐市町村は都道他県が示す「事業費納付金」を、年度内に納付しないといけない＝年貢

☐都道府県単位化の目的は、国の医療負担の削減。

☐国保は医療費の支払い側。医療の供給については、都道府県が策定する「地域医療計画」や公的公立病院廃止・統合で縛っている。

2023 年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

6.基礎から国保を学び、「統一国保」問題点を、大阪から発信する 寺内順子 先生
(大阪者社保協事務局長)

< 大阪府統一国保料はなぜ高くなるのか? >

- 2023 年度納付金計算・標準(大阪府の場合は統一)保険料計算は、3 年前データに基づき、医療費総額、所得総額、被保険者数を予想し計算するので都道府県単位になると、相当な誤差が生まれる。2024 年度統一保険料は 2021 年度データ(コロナ 2 年目)に基づき計算される
- 市町村で保険料を賦課する場合は、見込の直近データで計算できる。また、1 自治体であれば誤差もそう大きくならない。
- 統一保険料にしていない場合は、「標準保険料率」が出されても、市町村自らが試算し、納付金が支払える範囲で保険料を賦課するので調整が効く。
- 医療費水準を全く考慮しない「統一保険料」計算であるが、国保会計は市町村ごと。実際には市町村ごとの医療費水準の差があり、医療費支払い(医療給付費)はその医療費の実態に応じて支払うので(現在は大阪府が)、統一保険料にしていると、比較的医療費水準が小さい自治体には、大きく黒字が生まれる。
- 大阪府が「財政の安定化」(＝赤字の解消＝大幅黒字が出る国保会計＝基金の大幅積み上げ)をするための事業費納付金計算を、しているのではないか?
- その結果、統一保険料に早く合わせている市町村に大きな黒字が生まれ、次年度繰越が出来ないために、基金が大きく膨れ上がっている。

⇒大阪府内市町村基金は 4 年間で 3 倍化

2017 年度 大阪府全体の基金残高 約 111 億円

2021 年度 // 約 316 億

< 大阪府統一国保 >

- 背景には大阪都構想、維新府政と維新市政(大阪市・堺市はじめ 20 自治体/43)
- 2010 年 橋下大阪府知事時代に国保と介護の広域化構想が提案され、断念した経緯(前述)がある。それ以降、大阪府は国に対して国保広域化の法制化を提言。
- 2018 年～2023 年は激変緩和機関、2024 年度完全統一。
- 保険料を統一する＝各自治体の医療費水準を加味せずに納付金を計算。
独自減免も廃止、統一減免(所得激減減免・災害減免のみ)

2023年度大阪社保協 全国地方議員社会保障研修会(11/6,7) 研修レポート

6.基礎から国保を学び、「統一国保」問題点を、大阪から発信する 寺内順子 先生
(大阪者社保協事務局長)

< 国保料を下げるのがいまなぜ重要なのか >

- ☐ 国保加入者(被保険者)の半分が自営業・フリーランス・非正規雇用労働者とその家族
- ☐ コロナ禍と物価高の影響を最も受けている人たち
- ☐ 国保料そのものを安くすることが、貧困対策としても最も有効。
- ☐ 国保料は税・社会保険料で最も高いため、免除等されると結果的に実質賃金・可処分所得が増えることとなる。

< 国保は共助でも公助でもない >

- ◇国保は法に「社会保障制度」であることが明記されている。
- ◇なぜならば、この国で最も困難な人たちが加入する医療保険だから。
- ◇困難とは、低所得・無収入・病気・障がい・ひとり親など
- ◇だからこそ、条例に基づき以下が可能。
44条 一部負担金を減免 77条 保険料減免・徴収猶予,

< 感想 >

国保統一化のデメリットがよくわかった。医療費水準は、市町により、差があり、大きな病院がない小さな市町は、保険料が安い。それを統一化することで、大きな病院がない(高い水準の医療が受けられない)のに、負担だけが高くなってしまう。

国保は、収入が低く、医療が必要な困難な人への、“社会保障”であり、生きる権利を保障するものである。国は、「財政の安定化」統一・均一化を理由に、国保統一化を進めているが、生きる権利を保障するため、加入者の負担増はあってはならない。

大阪府が「財政の安定化」(＝赤字の解消＝大幅黒字が出る国保会計＝基金の大幅積み上げ)をするための事業費納付金計算し、統一保険料に早く合わせている市町村に大きな黒字が生まれ、次年度繰越が出来ないために、基金が大きく膨れ上がっていることは、許せない。本来の目的・あり方の国保にしくなくてはいけない。

支 払 伝 票

令和 5 年 10 月 20 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	15
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 10 月 20 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 10 月 20 日		
支 払 金 額	275 円		
支 払 先	日商器材株式会社		
使 途 内 容	コピー用紙 275 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。
※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 要請・陳情費	

№ 032956		領 収 証		収 入 印 紙	
日本共産党桑名市議員 様					
金 額	千 百 十 万 千 百 十 円	2013 年 10 月 20 日			
現金	0	小切手		期 日	/
手形		相殺		摘 要	御 請 求 額
				金 額	1 0 0 0
				消 費 税 (10%)	1 0 0
				合 計	1 1 0 0
但 10月代					
NSK OA機器・トータルコピー・測量機 日商器械株式会社 登録番号 T3-1900-0101-2469 〒511-0068 三重県桑名市中央町2丁目26番地 ☎(0594)21-2600(代) FAX(0594)21-8191					
					取扱者印

(註) 本領収証に社印・領収者名無きもの及び金額、宛名を訂正したものは無効とします

領 収 書 等 添付合計金額	1,100 円 (内、政務活動費充当額 275 円)
-------------------	----------------------------

日本共産党桑名市議団 様

TEL. 0594-24-1391 (得意先コード: Z41)

毎度ありがとうございます。下記の通り請求致しますので御査収下さい。

請 求 書

売上日付 2023/10/20 P- 1 / 1

伝 票 No. 7154719
受 注 No. 2125748
受注区分 店 頭

白 鷺 器 材 株 式 会 社

代表取締役 後藤 渉
三重県桑名市中央町2丁目26番地
TEL 0594-21-2600 FAX 0594-21-8191

担当: 店頭 (店売)

品 名	数量	単位	単 価	金 額	受 領 印
PPC用紙 (500枚入) B4	1	冊	1,000	1,000	
(税額: 100)					
10%対象 税抜: 1,000					
納入先: 桑名市中央町2-37 桑名市役所 議員控室 日本共産党桑名市議団 様 TEL 0594-24-1391			小 計 合 計	1,000 1,100	消費税額 (100)
			取引銀行	三菱UFJ銀行 桑名支店 当座 百五銀行 桑名支店 当座 桑名三重信用金庫 本店 当座	

登録番号: T3190001012469

支 払 伝 票

令和 5 年 10 月 27 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	16
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 10 月 27 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 10 月 27 日		
支 払 金 額	5,857 円		
支 払 先	株式会社三和商会		
使 途 内 容	コピー用紙 5,857 円		
備 考	1/4について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。
※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☒ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領収証 No. **006246**

日生共産党 様 2023 年 10 月 27 日

金額 123430

但 ☒ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

株式会社 三和商会

桑名市柳屋1-1-7
TEL 22-1479(代)
FAX 22-1480

登録番号 T5190002016665

領収書等 添付合計金額	23430 円 (内、政務活動費充当額 5857 円)
----------------	-----------------------------

請 求 書

伝票番号 108532

2023年10月27日

【登録番号：T5190002016665】

日本共産党
桑名市議会議員団

様

(000800-003)

OA機器・事務用品・文具・学校教材全般

株式会社 三和商会

代表取締役 近藤 孝司

〒511-0042 三重県桑名市柳原1-4-1 電話
TEL 0594-22-1479 FAX 0594-22-1480

	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1	WHITE OA用紙 B4 2500枚	6	ケース	3,905	(10%) 23,430
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
内税10%対象額 23,430円 税額 2,130円				合計金額（税込）	¥23,430

摘要

取引銀行
百五銀行 桑名支店 (当)
桑名三重信用金庫 本店 (普)

検
印

支 払 伝 票

令和 5 年 11 月 6 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	17
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 11 月 6 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 11 月 6 日		
支 払 金 額	55,090 円		
支 払 先	SGシステム株式会社		
使 途 内 容	広報紙印刷代 55,090 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☒ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費
代引金額領収書 2023年11月06日 お問合せ送り状No. 5184-7584-0131 代引金額(税込) ¥55,090- 内消費税:5,000円 上記金額を領収いたしました。 集金代行者 付が 【決済金種】 ✓:現金 佐川急便株式会社 四日市営業所 TEL 0570010344 印紙税申告 付につき 税務署承認 済 ※本帳票は適格請求書としてご利用いただけません。 ※この商品代金の領収書は、依頼主の委託により発行するものと致します。 ※商品及び代金の内容に関しては、依頼主にお問合せ下さい。 ※領収内容が修正したものは無効となります。 領収書発行者:SGシステム(株)東京都江東区新砂1丁目8番2号 集金代行者:佐川急便(株)京都市南区上鳥羽角田町68番地					
領収書等 添付合計金額	55,090 円 (内、政務活動費充当額 55,090 円)				

2022(令和4)年度 決算

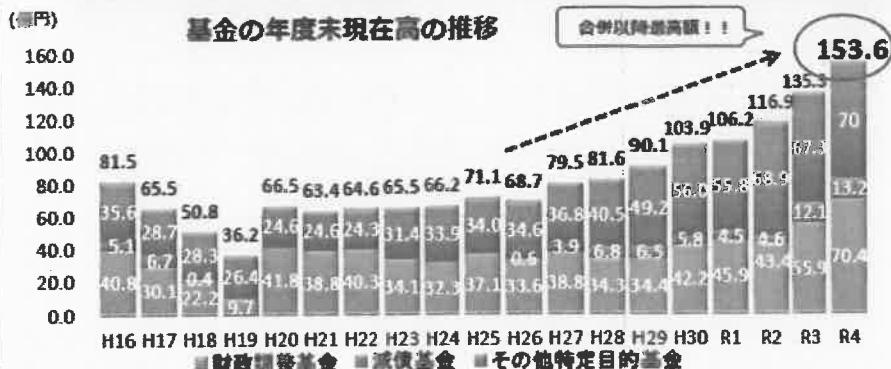
合併以降、過去最高に。

市税収入＝約 232 億 6 千万円

企業の投資を受け、固定資産税が増

基金残高＝約 153 億 6 千万円

今後の大型プロジェクトへの投資の財源と
災害対応等に活用。



貯まったお金を、市民の暮らしに！！

2022(令和4)年度 決算に対し、反対

15 議案中 7 議案に反対しました

市税収入、基金残高が合併以降最高、健全化収支比率も最も改善された決算

・市民への負担軽減を！！

上下水道料金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料 等の、引き下げを。

・公共施設の設備の整備、補修を！！

雨漏り、空調の故障、窓のブラインドなどの、補修を。

・保育、教育予算の増額を！！

保育・教育現場の様々な問題解決、子ども達への十分な保育・教育のために。

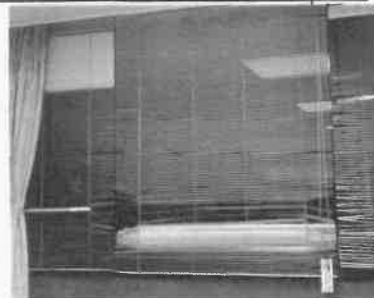
・地元の中小業者への支援を！！

コロナや物価高騰、インボイス制度での増税など、苦しむ中小業者への支援を。

・公共の事業を担う、行政の責任を！！

保育施設、教育施設での事故、給食提供会社の問題など、全国的に行政の責任が問われている。

修理がされないままのブラインド



不登校支援を視察

“不登校児童・生徒の支援”を、今年度の教育福祉委員会の調査研究事項の1つとしています。市内の中学校の支援ルームや、オンラインなどでの不登校支援の先進地、埼玉県久喜市と戸田市を、視察しました。

また日本共産党市議団として、不登校特例校 岐阜市立草潤中学校にも、視察に行きました。

“どの子にも学びを”の視点で、どの子も学びの場を提供し、自分のペースで学べる支援が桑名市でも出来るように、調査・研究をすすめています。



多屋真美

教育福祉委員

9/27 市に申し入れ書を提出 多度で PFOS 及び PFOA が濃濃度で検出

多度小山配水区(多度中部送水場)で、2020～2022年の間、PFOS 及び PFOA が国の暫定目標値(50ng/L)を超えて検出されていたことが、10/17に報道されました。

市に対し、事実を明らかにし、丁寧な対応を求めるとして、早急な原因究明、市民説明会の開催、希望者への健康診断を行うことなど8項目に渡る申し入れ書を、10/27に日本共産党市議団として、提出しました。

子育て世帯の負担軽減として、給食費無償化を！！

現在 491 自治体
('23.08.18時点)
給食費無償化の実施や、
実施予定自治体



1. 学校給食について

(1) 給食費無償化について

質問：高い教育費が子育て世帯の負担であり、給食費の無償化が強い要求となっている。義務教育は無償と定めた憲法26条に基づき、保護者の負担軽減と、自治体全体で子どもを育てる思いから、給食費の無償化に踏み出す自治体が増えている。桑名市は、現在、物価高騰に対し、小中学生に月700円の補助を行ない、小学生で月4300円、中学生で4500円が自己負担。学校給食の役割、自治体の役割を果たし、子ども達の健康を保障する、給食費無償化についての考えは？ また学年を限定してや、第3子、第2子など国に先行して、段階的な無償化の考えは？

答弁：給食費の無償化には、公立小学校で年間約4億600万円、公立中学校で年間約2億3,500万円、公立幼稚園で年間約1,100万円、計年間約6億5,200万円の多額な予算が必要となり、大変困難である。段階的に取り組むなどの考えは、現在のところない。国の動向に注視する。

たや：給食費無償化は、自治体予算の1%程で出来、実施する各自治体は、財政調整基金や、交付金を使っている。子育て支援、人口減少対策に欠かせない施策である。検討を求める。

< 三重県内の給食費無償化実施状況 >

実施済	未実施
尾鷲市 熊野市 いなべ市	津市 四日市市 伊勢市
志摩市 伊賀市	松阪市 桑名市 鈴鹿市
大曽岬市 東員町 大台町	名張市 亀山市 鳥羽市
度会町 南伊勢町 紀北町	菟野町 朝日町 川越町
御浜町 紀宝町	多気町 明和町 玉城町
29市町のうち、 13市町が実施	大紀町 (小中学校給食費の80%を補助)

亀山市 福沢みゆき市議作成資料より

'23. 9月10日現在



2. 保育の改善について 子どもが安心してすごし、保育士が働き続けられる環境に

(1) 保育環境の改善に向けた市の取り組みは

質問：長寿認定こども園の事件をうけ、保育環境の改善が早急に必要である。当園に「改善勧告」を行ったが、現時点の調査の内容から、公立・私立・子ども園に関わらず、

- ・保育士の配置基準の改善
 - ・研修の必要性
 - ・市としての現状把握・チェック機能、園の問題などの共有
- などが必要と考えられるが、市の考えは？

答弁：保育士の配置基準の変更と同時に、保育士の確保の必要がある。市では、保育士等を目指す学生に対して修学資金の貸付事業を行い、人材確保に努めている。潜在保育士の確保も、必要である。また保育の質の確保も重要である。公立保育所、私立保育園、幼稚園などを対象に、研修会や公開保育研修会、当番園を設定しての実践交流会などを行っている。事務負担の軽減のために、ICTの活用も推進する。支援が必要な子どもに対しても、私立への巡回も含めて、支援を充実させて行く必要がある。子ども達が安心して過ごすことが出来る環境を、私立保育園や私立幼稚園とも連携を深め、進めていく。

(2) 保育士の処遇改善の予定は？

質問日は、
9/7(木)

質問：保育士の確保には、賃金の引き上げや、保育士の労働環境の改善が必要であるが、保育士の労働実態を把握し、処遇や労働環境の改善等の考え、予定は？

答弁：保育士の定着や確保には、賃金面での処遇改善は、効果が大い。保育の質の向上にも繋がる。市では、令和3年度から4年度にかけて国の処遇改善臨時特例交付金を活用し、私立の就学前施設的全職員、公立保育所の会計年度職員の処遇改善の補助を行った。私立保育園等には、令和4年度10月以降も加算している。国の補助メニューなども注視し、今後も検討を行う。処遇改善に加えて、事務の負担軽減や、働きやすい環境も必要である。今後も、公立、私立問わず、保育現場を支援できる施策を検討する。

たや：市は私立の園に補助金を出している責任として、経営や運営の状況、保育士の給与、処遇、補助金の用途、財源収入などの実態を、調査する必要がある。実態把握に努め、保育士の賃金引き上げ、労働環境の改善にとりくむことを求める。

9/11 第三者委員会から提言

- ・市独自の保育士配置基準の設定
- ・発達支援を含めた私立保育園へのサポート体制の充実
- ・保育の質の確保のための研修等
- ・子どもの権利条約の制定
- ・不適切保育の未然防止について
- ・ガイドラインの作成、監査、チェック機能の強化



など、様々な提言が出されました。提言を具体化し、実現に向けて、今後も取り組みます。

また桑名市の”子どもの権利条約”の制定にも、教育福祉委員会で取り組んでいます。子ども達の権利が守られ、子ども達を中心にした条約、市政になるよう、たくさん子ども達、保護者の方、保育・学校関係の方々の声を、聞いていきます。

子どもも親も笑顔の桑名市に

支 払 伝 票

令和 5 年 11 月 6 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	18
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 11 月 6 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 11 月 6 日		
支 払 金 額	30,800 円		
支 払 先	株式会社くわな新聞		
使 途 内 容	広報紙折込代 30,800 円		
備 考 0	※支払番号「17」の折込代		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書

日本共産党 桑名市市議団 多屋真美 様

下記の通り、領収いたしました。

但 『くわな新聞』 折込広告【B4サイズ】 料として
令和 5 年 11 月 6 日

見積No: Y20231106
見積日: 2023/11/6
登録番号: T7190001025459

会社名 株式会社くわな新聞社
住所 〒511-0023
三重県桑名市本町43

TEL 0594-22-9870
FAX 0594-22-9872
担当



合計金額		¥30,800		(税込)		消費税	¥2,800	税抜	¥28,000
------	--	---------	--	------	--	-----	--------	----	---------

No	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	11/16発行号(88号)【B4サイズ】折込広告料	10,000	枚	¥2.80	¥28,000	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小計					¥28,000	
消費税					¥2,800	
合計					¥30,800	

備考

支 払 伝 票

令和 5 年 11 月 16 日

会 派 名 又 は 議 員 名	日本共産党桑名市議団多屋真美	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	19
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 11 月 16 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 11 月 16 日		
支 払 金 額	28,000 円		
支 払 先	株式会社自治体研究社		
使 途 内 容	市町村議会議員研修会ZOOM開催参加費 28,000 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

2023年11月16日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領収証

日本共産党 桑名市議団 多屋真美 様

¥28,000-(税込) うち消費税額 2545 円

消費税 10%対象

但し、第 66 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2023/11/20.21）参加費として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義 1・参加／ 講義 2・参加／

受講者ご氏名：多屋真美様 受付番号：(66E105)

株式会社自治体研究所

代表取締役 長平

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5941

第66回

(オンライン) **市町村議会議員研修会** zoom開催

講義と事例報告で2つの政策を学ぶ

■ 2023年11月20日(月) 午後13時～17時

第1講義

講師 島根大学教授 関 耕平

地域循環経済と有機農業の可能性

政府主導の新農業基本法改正問題や「みどりの食料システム戦略」が地域にどう影響するのか、それとは違う途をどう切り開いていくのかをともに考えます。特に農山村が自然に寄り添い食物を得てきた「いのちの営み」に注目し、地域で萌芽的に展開されている「有機農業」を自治体がどう支えていくのか検討します。ふたつの事例報告から「有機農業を学校給食に」の運動の可能性を捉えます。

事例報告

農民運動全国連合会会長 長谷川敏郎

食と農の危機打開に向けて議会ではどう取り組むか

現在、「食と農」は危機的状況にあります。その打開に向けて、農民連では、新農業基本法に対する『食と農の危機打開にむけて』や『アグロエコロジー宣言(案)』パンフレットの発行などの活動を展開してきました。その経験をもとに、地域の持続可能な農業や食料自給率向上に、自治体がどうかかわるか、議会・議員の役割は何か、具体的に考えます。

事例報告

千葉県・稲作農家 小倉 毅

地域で展開される有機農業と学校給食の可能性

食料と農業の危機が深刻化する中、「学校給食を有機」という目標が食料自給率向上や地域農業を守る大きなポイントになっています。千葉県のいすみ市などの先進的な取り組みを紹介して、そこの課題や展望と自治体として、議員としてどういう後押しが必要か、農家の実践から報告します。

参考書 関 耕平ほか著『入門 地方財政』税込特価 2,500 円

関 耕平ほか著『しまねの未来と県政を考える』税込特価 1,000 円

『住民と自治』2023年3月号「特集：農と共にあるまち」税込特価 700 円

■ 2023年11月21日(火) 午後13時～17時

第2講義

講師 自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授 中山 徹

少子化時代の自治体政策

子どもの減少がどの程度進んでいるかを概観した後、政府が設立、推進する、こども家庭庁、異次元の少子化対策など、少子化対策の全体的な構成を解説します。また異次元の少子化対策のひとつ「こども誰でも通園制度」など、自治体に深く関わる制度についても解き明かしていきます。そしてこれらの状況を踏まえつつ、自治体にとって最適な少子化対策は何かについて考えます。

事例報告

前北海道訓子府町長 菊池一春

訓子府町の子ども・子育て支援

町民、職員と一体になって進めてきた、多くの子ども・子育て支援事業、一貫した保育・教育を受けられる認定こども園「わくわく園」、妊婦や未就園の子どもを持つ保護者が情報交換や相談を行える子育て支援センター「ひだまり」、心身ともに健康で豊かな児童を育むことを目的とする児童センター「ゆめゆめ館」設立などの実践の紹介、そして自らが何に重きを置いて取り組んできたのかについてお話しします。

事例報告

世田谷区子ども・若者部職員

世田谷の子ども・子育て支援

世田谷区は、2002年に「世田谷区子ども条例」を制定し、子どもの権利条約に即して、子どもを権利の主体とし、子どもの権利が尊重され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、妊娠・出産・育児から学齢期の児童・生徒、若者に至るまで、様々な施策を前進してきました。その取り組みについてご紹介いたします。

参考書 中山 徹著『子どものための保育制度改革』税込特価 1,100 円

中山 徹著『だれのための保育制度改革』税込特価 1,200 円

『住民と自治』2023年9月号「特集：「異次元の少子化対策」を問う」税込特価 700 円

企画：自治体問題研究所 主催：自治体研究社

(オンライン) 第66回 市町村議会議員研修会 zoom開催

2023年11月20日(月) 21日(火)

■お申し込み方法、受講料

FAX、メール、**ホームページ**からお申し込みください。

FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp

HP <https://www.jichiken.jp/>



自治体問題研究所

検索

[受講料]

第1講義=15,000円(個人会員:14,000円) 税込以下同

第2講義=15,000円(個人会員:14,000円)

*全2講義受講の場合は、受講料28,000円(個人会員:26,000円)

◇議員の方に限らず受講いただけます。

◇お申し込みいただいた順に、受講料の振込口座をメールでご案内します。

◇見逃し視聴あり(講義日から2週間以内)、詳細についてはお問い合わせください。

◇キャンセルの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡ください。開催日の8日前からキャンセル料が発生します。
詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先 自治体研究社 議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL: 03-3235-5941 FAX: 03-3235-5933 e-mail: info@jichiken.jp

■受講者様 ■申込締め切り日 11月16日(木)

氏名(ふりがな)

現職:

参加講義に○

第1講義

第2講義

会員種別に○

「自治体問題研究所」や「各地域研」の会員

会員ではない

メールアドレス(★参加に必須)

*スマートフォンでの視聴は可能ですが、レジュメの受け取りはできません。

電話

FAX

住所(郵便番号 -)

領収書宛名

通信欄

ご記入いただいた個人情報は、弊社主催の研修会のご案内に利用させていただく場合がございます。
第三者への個人情報の開示・提供は、ご本人の同意がなければいたしません。

■市町村議会議員研修会 参考書注文書

研修会参加者に限る税込特価です。
この注文書でお申し込みください。送料一律400円でお送りします。

関 耕平ほか著『入門 地方財政』

(第1講義:税込特価2,500円)

冊

関 耕平ほか著『しまねの未来と県政を考える』

(第1講義:税込特価1,000円)

冊

『住民と自治』2023年3月号「特集:農と共にあるまち」

(第1講義:税込特価700円)

冊

中山 徹著『子どものための保育制度改革』

(第2講義:税込特価1,100円)

冊

中山 徹著『だれのための保育制度改革』

(第2講義:税込特価1,200円)

冊

『住民と自治』2023年9月号「特集:「異次元の少子化対策」を問う」

(第2講義:税込特価700円)

冊



FAX番号: 03-3235-5933

地域循環経済と有機農業の可能性

関 耕平 島根大学教授

●日本の農業の現状

気候危機や戦争など、世界的な食糧危機となる可能性は大きくなっている。食料自給率 38% の日本は、食料の輸入が止まれば、致命的。しかし日本の農業の現状は、就農者の高齢化が進み、後継者がいない。

●環境と体にやさしい農業が、求められている

有機農法＝自然の資源とのつながり

大規模農家による機械力と化学肥料に依存した農業は、土壌をはじめ環境に大きな負荷を与えている。こうした中、畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、科学肥料を使わない、環境に配慮した持続性の高い農業、「資源循環型農業」に取り組む動きが各地で見られるようになっている。

< 政府の新農業基本法改正の問題 >

●自給率の向上こそ一番の柱に

政府が食料・農業・農村基本法の「中間とりまとめ」作業を進めている。世界的な食料危機のもとで、日本の農政のあり方が根本から問われているにもかかわらず、従来の枠内での見直しにとどまっている。コロナ感染拡大やロシアのウクライナ侵略の中で、食料の6割以上を海外に依存する日本の危うさが浮き彫りになっている。国内の農業と農村は担い手の減少が加速し、事態は深刻。

食料は安い外国産に委ねればいいと、国内農業を切り捨ててきた歴代自民党政府の農政の結果。改正案は、人口減や環境を含め多くの課題を列記しているが、原因の根本に踏み込んでいない。

最大の問題は、農産物の輸入自由化を前提にしていること。もともと基本法は、農産物輸入の原則自由化を受け入れた世界貿易機関（WTO）農業協定（1995年）に合わせて制定された。その後、環太平洋連携協定（TPP）や日欧経済連携協定（EPA）などが推進され、国内農業が衰退するのは当然。「中間とりまとめ」は「輸入依存度の高い品目の国産への切り替え」も課題に挙げたが、競合する外国産の輸入を野放しにしたままでは、解決できない。

基本法は、自給率向上の目標を定めると規定し、政府は5年ごとに目標を掲げてきたが、目標は達成されず、むしろ低下し続けた。「中間とりまとめ」はその原因をともに検証せ

1.地域循環経済と有機農業の可能性

多屋真美

ず、未達成への反省もない。それどころか自給率の目標を指標の一つに格下げし、農政の中心課題から外そうとしている。「国民一人一人の食料安全保障」を新たな課題にしているが、その前提として自給率向上にこそ力を入れるべきである。

政治の責任で農業や農村を維持する姿勢も希薄。現在の農家経営の危機は、基本法のもとで価格保障の政策が放棄され、米価暴落などが放置されてきた結果。「中間とりまとめ」は価格保障政策を一貫して否定し、「市場における適正な価格形成の実現」を提起。

農業の担い手について農政審の検証部会では、大規模化一辺倒では農村はもたない、中小農家も位置付けるべきとの意見が多く出された。しかし「中間とりまとめ」は大規模化・法人化の一層の推進を掲げている。多面的機能、環境負荷の軽減など持続可能な農業を課題としているが、それを担う農業者の激減に歯止めをかけることなしに実現は困難。農林水産業や農山漁村の果たしている国民的役割が発揮されるよう、国政全体の経済・財政政策の転換と結びつけ、農林水産関係予算を思い切って増額する。農林水産行政だけでなく、環境、国土、教育、厚生労働を含めた政府や自治体の総力を挙げた取り組みが必要。

食料・農業・農村の危機は、国民の生存基盤を脅かし、社会の持続可能性を土台から揺るがしている。農政の根本的転換が急務。食料自給率向上を国政の柱に据え、価格保障・所得補償の充実、大小さまざまな規模の担い手の維持、人と環境にやさしい農政にしなければ、解決できない。

環境問題や安心・安全の食への意識の高まりから、田舎に移住して農業を始める人や、農業や化学肥料の販売業務を担う 1 つである JA が、率先して有機農業に取り組むなど、徳島県東とくしま農業協同組合（JA 東とくしま）なども増えている。国が、個人農家や規模の小さい農業団体を支援しなくては、持続できない。また自治体が有機農法を支援する取り組みとしては、学校給食への導入が効果的。農家を応援し、こどもたちが安心なものを食べる、農家とこどもたち、地域の人々の顔がみえる取り組み、地域の活性化となる。

1. 地域循環経済と有機農業の可能性

多屋真美

< 事例報告 >

食と農の危機打開に向けて、議会ではどう取り組むか 農民運動全国連合会会長 長谷川敏郎

1. 農民連の新農業基本法への提言とアグロエコロジー宣言(案)の先駆性と核心

(1) 農業基本法以来の農業破壊の原因を解明、抜本的な打開策を示す。

欧米なみの農業政策(所得保障、価格補償)への根本的転換を提起。

(2) 「戦争する国づくり」のための「食料有事立法」の中止(農業と平和)

(3) 「地球沸騰化」時代への対応、新基本法の柱にアグロエコロジーと家族農業を提案

(4) 提言発表後の反応や政府の動きを踏まえて

「食料自給率を一指標」に格下げし、自給率向上を放棄するねらいを告発。

「自給率向上を政府の法的義務に」を争点に。

国内での増産と「アグロエコロジー」。

国内増産=消費拡大に繋げるうえで「公共調達」の重要性、食の安全・安心を求める消費者運動の果たす役割

2. 食と農の危機打開へ、議会ではどう取り組むのか

(1) 政治に最も求められるのは「現場へ足を」と「心=農を営む人へのリスペクト」

(2) 国・都道府県の政策の徹底研究。

(3) 一般質問だけでなく、政策提案・条例提案(提案権の行使)を積極的に。

小規模家族農業を支援する小さな取り組みも積極的に提案し予算化させる。

地産地消条例や「田なおし事業」、農道・ため池整備など、営農を支える仕組み

3. 議会こそ、市町村の政策を決定する最高の機関。他会派を巻き込む論戦力を

◇多くの学校給食の無償化・有機農産物使用の実施→首長のトップダウンだけにとどめない。

4. 「有機」の単純化は農民の団結を壊す。地域農業をまもる一点で。

◇2つの有機農業の違いと混乱。アグロエコロジーの重要性

- ・ 「慣行」と「有機」の対立でない、地域の農民の知恵と協力を引き出す
- ・ PGS(参加型認証)の具体化、ローカル認証。
- ・ 学校給食から「公共調達」へ、さらに「社会的給食」(病院給食・福祉施設)へ
- ・ インボイス導入で免税農家排除→自治体が直接買い上げ、現物支給の検討

< 事例報告 >

地域で展開される有機農業と学校給食の可能性

小倉 毅 千葉県・稲作農家

1 「みどりの食料システム戦略」(2021 年 11 月)生産現場に受け入れる体制なし

▼2050 年目標に

①化学肥料 50%削減 ②化学肥料 30%削減 ③有機農業の耕地を 25% (100 万ha)

▼高齢化と後継者がいない中、どうすすめるのか。進める手立ての県の普及は人員削減。

国が農政の柱にする担い手の大規模農家、集落営農組織は・・・頼りは小規模の家族経営農家と新規参入農家か。

▼バイオテクノロジー (遺伝子組み換え、ゲノム編集、RNA 農薬、フードテックなど) と AI を用いたスマート農業 (無人農機、人工環境など)、相変わらず企業が食料システムを握るもの。

▼財務省・財政審議会が発表 (2021 年 10 月) した日本農業の姿

①米の生産調整を 2039 年までに415万tに (米収穫量上位10県で約400万t)

②基幹的農業従事者2040年には42万人 (現在の3分の1) と見越し一戸当たり経営規模を3倍に (千葉県柏市43万人、愛知県豊田市42万人)

③稲作農家をスマート農業の振興で6分の1に減らす。

▼そうした中で地方自治体の職員は「確信持てない地域計画づくり」「担い手づくりに、できもしない経営を作文して認定農業者の申請」・・・地域に貢献、やりがい、達成感が持てない地方自治体の本旨は、自主的に地域にあった産業政策を立案し実行する主体。自らの意志と責任のもとに進められるべき地方分権的要素はなし崩しに、国の時々の農政の下請け仕事に振り回され、正しいとやってきたことが「合成の誤謬」 地域農業は衰退の一途。歯止めがかからない事態に。

2 いま、世界が問題にしているのは「食料システムは壊れている」

▼すべての人類が食べるに十分な食料があるのに ①飢餓の増加 ②栄養過多による疾患 ③食品ロス 国連は「化学物質多投の近代的農業技術、大規模なモノカルチャー (単作、同じものを大面積で栽培)、浪費型大規模農業と食料システム、生態系を破壊する経済的営みの一斉を見直す方向転換が必要」、農民が主体となって生態系の力を活用した持続可能な農業 (アグロエコロジー) を呼びかけている。

国連総会は「家族農業10年」を決議: これまでの巨大規模の農業「緑の革命」路線では、飢餓も環境も何一つ解決できない。家族農業を世界規模で振興することこそ解決のカギ。SDGs (持続可能な17の開発目標・・・2015年国連総会) 達成の最大の課題

▼家族農業 (世界の90%): 世界の農業資源の (土地・水・化石燃料) の25%を利用し世界の食料の80%を生産。

▼工業型大規模農業: 資源の75%を浪費して20%しか生産できない。

1.地域循環経済と有機農業の可能性

多屋真美

3 公共調達と有機農業、地産地消がもたらす可能性

関根佳恵氏（愛知学院大学准教授・家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン常務理事）

「よい食を求める市民運動が社会を変革する」・公共調達の可能性 「公共調達は公共政策で変えられる。有機給食を求める運動は、栄養と健康状態、地域に良い波及効果をもたらす」

※社会モデルの選択し転換すること ・「新自由主義モデル」・食は私的財、給食費は受益者負担、有機は個人の嗜好品 ・「福祉モデル」・・・・食は公共財、給食費は応能負担か無料、有機は社会的必需品

▼いすみ市の取組み（学校給食 2,200 食）

▼木更津市の取組み（学校給食 5,700 食）

▼佐倉市の取組み（学校給食 12,000 食）

▼栄町の取組み（学校給食 1,200 食）

各地の取り組みの紹介。「学校給食を有機」での目標が、食料自給率向上や地域農業を守る大きなポイントになっている。

4 行政の本気度と住民運動が要

▼首長が興味を示せばチャンス 刺激の広がり あとは市民運動が重要。

▼有機栽培の生産者が何人かいれば技術交流などでつなぐ。

▼「準備会」「協議会」的な運営の柱を作る。

▼技術学習と販売計画、価格補填。分断を作らないように。

▼実践を全国で。

※畜産とも連携すれば、わら、もみ殻、糞尿などを堆肥に。街路樹の剪定枝や草地の草なども活用すれば、さらに循環できる。

< 感想 >

国連の提起から、世界的規模での問題として、また日本の農業・食料の問題と、政治の問題、国内各地の取り組みを知り、考えることができた。これまでの大規模農業では、環境を壊し、農業と食の問題は解決できない、日本の政府はまだ、大規模化・法人化を推進し、問題解決に向かっていない。農林水産関係予算と、農林水産だけでなく、環境、国土、教育、厚生労働を含めた、政府や自治体の総力を挙げた取り組みが必要。食料自給率の向上にこだわり、農政の基本方向の転換が必要である。

有機農作物を学校給食に活用し、実践している自治体は、地域農業を守り、地域の活性化となっている。食・健康・子育て・と様々なつながりを持ち、住民が一体感を持ち、安心して暮らせる地域づくりとなっていることも感じた。

少子化の状況、異次元の少子化対策を考える

奈良女子大学 中山 徹

Ⅰ 子ども数はどの程度減少しているのか 保育における2025年問題とは？

●保育所の利用者数

- ・ 保育所の利用者＝子どもの数×保育所の利用率
- ・ 2000年：591万人 → 2020年：468万人（0～4歳） ・ 年間で約1%減少
- ・ 子どもの数は減り続けているが、保育所の利用率が年間1%以上増えたため、保育所の利用者は増え続けた。

●保育所利用者減少時代に突入

- ・ 2022年～保育所利用者が前年を下回る。
- ・ 政府が定める待機児童の定義は実態に合っていないが、都市部でも定員が埋まらなくなっている。
- ・ 「保育所における2025年問題」
＝ 保育所の利用者が2025年には減少し出すと予測。しかし2022年に保育所等利用が減少に転じ、定員充足率も低下。

●なぜ出生率が低下しているか

＝合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）の低迷、30代の女性の減少。

Ⅱ 行政は保育における2025年問題に どう対応するか

- ・ 骨太方針での重視：児童生徒の自殺、児童虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもへのわいせつ行為など（＝子ども家庭庁も重視）
- ・ 公立保育所、公立認定こども園を地域の拠点とし、虐待を受けている子ども、障害の重い子どもなどを担当する。通常保育は民間が担う
- ・ 行政の役割：狭い意味での福祉的対応を進めるのが行政の役割、通常の保育については条件整備が行政の役割。保育における行政の役割を条件整備＝児童福祉法第24条を整理する必要。
- ・ 2000年頃から、保育所利用者は増え続けているが、主として自治体の財政難から、コスト削減を主たる目的とした民営化が始まる
- ・ 2023年頃から、待機児童がほぼ解消し、保育所等の利用者が減少に転じる。
保育所の定員充足率が急速に低下し、公立保育所の定員を減らすための統廃合、認定こども園化、民営化が進む。

今後のイメージ：

- ・認定こども園は増加、中心は私立認定こども園
- ・地域型保育事業の開設数は鈍化、一部では廃業
- ・私立幼稚園の認定こども園化。ただし、ブランド力のある幼稚園は存続
- ・私立保育所の認定こども園化。公立保育所、公立幼稚園は統廃合し、認定こども園化、全体として定員の削減。そして民営化。一部では全廃
- ・公立保育所、公立認定こども園は拠点化
(私立では受け入れにくい子どもを主として担当)

●保育制度改革の流れ

- ・2000年代 政府レベル：保育所への企業参入解禁。
自治体レベル：財政難を理由とした民営化が始まる。
- ・2010年代 労働者不足解消のため女性の就労を促進。そのために保育の受け皿を拡大。「質を犠牲にした量の拡大」
- ・2020年代？ 政府レベル：行政の役割を狭い意味での福祉に矮小化。
市町村責任の縮小と、民間ベースの保育制度へ。
自治体レベル：公立施設の統廃合、拠点化。
市町村は通常保育に直接責任を負わなくなる。
- ・2020年代 保育の動きは大きく二つ
公立保育所の統廃合、児童福祉法第24条第1項の廃止 両者はセットで動く
- ・2010年代「質を犠牲にした量の拡大」→2020年代「質を改善しない量の縮小」

Ⅲ 公立保育所はなぜ重要なのか

①公立施設が地域における保育の質、量に責任を持つ

- ・日常生活圏を基礎単位とし、公立施設を基本に、安定的な施設整備。
- ・保育所、幼稚園などは小学校、公園など、地域の公共施設と密接に関係している。保育所や幼稚園の整備はまちづくりに位置づけ、計画的に進めるべき。計画的な整備が可能な公立施設を基本とすべきである。
- ・一時的に不足する場合は、公立で不足量を補う。公立の方が機動的かつ柔軟に対応できる。不足が解消されれば閉鎖しやすい。
- ・公立施設が地域の標準的保育を提供し、地域の保育水準を保つ。
- ・子どもの状況、保護者の状況、国籍、信条に係わらず、すべての子どもを受け入れる条件を整備する。
- ・公立施設が核となって、地域の私立幼稚園、私立保育所など各種施設と連携し、地域全体の保育の質向上を進める。
- ・公立施設が一定数存在することで、競争を抑えることができ、私立の施設が連携し合える。
- ・標準的な保育を展開する公立施設が存在することで、私立施設の特徴が鮮明になる。

②地域全体の子育て力向上を進める(公立施設=行政機関としての、優位性と役割・責任)

- ・地域における各種機関（文化施設、町内会、老人会）との連携を進めるにあたって、中心的役割を果たし、地域全体の子育て力を引き上げる。
- ・地域の子ども全体に責任を負う。子育て支援センター等と連携し、当該施設を利用していない家庭に対する支援も行う。
- ・公立施設の職員が子育てに関する各種公共機関に出向し、地域全体の子育て力を引き上げる。

③行政計画の策定、改善に係わる

- ・公立施設での保育実践、公立施設による地域の状況把握を、市町村の保育計画、保育施策の立案、改善に直接、生かす。
- ・公立施設と市町村保育課の人事交流を通じて、現場と事務の交流を進める。

④地域のセーフティネットの中心を担う

- ・子育てにおける地域のセーフティネット、非常時においては、地域を支えるセーフティネットの中心を担う
- ・地域の様々な関係機関との連携を活用して、養育困難な家庭への対応、虐待を受けている子どもへの対応、障害のある子どもの受け入れ、医療的ケアの必要な子どもの受け入れなどを積極的に進める。
- ・保育所は、地域のエッセンシャルワークの就労を保障する施設

- ・私立の施設が閉園するなど、非常時においても、公立施設が地域の保育を保障する機能を果たす
- ・非常時、公立施設がさまざまな対策を先行的に実施し、効果的な取り組みを地域の施設に拡充する役割を担う。

⑤公立施設が保育士の専門性向上、労働環境の改善を主導的に進める

- ・政府が進める保育に関する規制緩和の焦点は保育士資格の有無
- ・公立施設で正規化、労働環境の改善を進め、それが子ども、保育者にとっていかに重要か、事実を持って市民に伝える
- ・公立施設で進める保育者の正規化、労働条件の改善を、市町村の施策で地域全体に波及させる。公立施設の職員の専門的水準が地域全体の目安となる。
- ・公立施設が中心となって地域レベルでの経験交流、公私間の人事交流等を行い、地域レベルでの保育士の専門性を高める。

<少子化対策を進める要>

- ・公立保育所が①～⑤の役割を果たせば、国家的な課題である少子化対策を地域で進める要となる。
- ・市町村は、地方や郊外で子どもが減っても、保育所を維持し、子育て環境が悪化しない取り組みを進めるべき
- ・利用者数を基本とした保育単価に加え、地域に一定数の保育所を維持する財政的保障が必要。
- ・上記のような国の制度ができるまでは、市町村の単費で公立保育所を中心に保育施設を維持する。
- ・広域自治体である都道府県は、市町村の財政負担の軽減措置を制度化すべき。

IV 児童福祉法改正の焦点

- ・児童福祉法第 24 条第 1 項、第 2 項 ・ 第 1 項、市町村は、・・・保育を必要とする場・・・当該児童を保育所において保育しなければならない
- ・第 2 項、市町村は、前項に規定する児童に対し・・・認定こども園、又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう）により 必要な保育を確保するための措置を講じなければならない
- ・第 2 項の施設等は直接契約

●児童福祉法第 24 条第 3 項

- ・第 3 項、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定 こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合、その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする
- ・2 項の施設等は直接契約であるが、待機児童の有無にかかわらず、市町村による利用調整が行われている = ただし「当面の間」

●第 24 条第 1 項の廃止が争点

- ・待機児童の解消、保育所等定員充足率の低下
- ・児童福祉法第 24 条第 3 項の運用見直し、「当面の間」が終了
- ・児童福祉法第 24 条第 2 項施設等、直接契約へ移行
- ・公立保育所の狭い意味での福祉施設化（第 24 条第 4 項～6 項）、通常保育は民間中心
- ・通常保育を民間が担う場合、行政の役割は条件整備になる。この条件整備は児童福祉法第 24 条第 2 項のこと
- ・公立保育所の統廃合と児童福祉法第 24 条第 1 項の廃止、第 2 項へ の集約は同時に進む

第 24 条第 1 項の意味

- ・市町村が保育の実施に責任を持つ
- ・市町村は私立保育所に保育を委託する、私立保育所に対しても責任を持つ
- ・委託する以上、市町村にとって私立保育所の経営安定が必要になり、保育内容に関心を持たざるを得ない
- ・利用者と市町村が契約を結ぶ直接契約に変わると、市町村の責任は条件整備になる
- ・使用者と施設が直接契約を結ぶ ・ 24 条第 1 項に基づいた委託ではなくなる
- ・保育所等の空き定員が増え、委託関係が無くなると、市町村の関心は、私立保育所が基準を満たしているかどうか収斂
- ・委託関係が無くなると、社会福祉法人立、企業立を区分する意味が無くなる。

V 保育における 2025 年問題に どう対応すべきか

①保育における 2025 年問題への対応 「統廃合か、最低基準の改善か」

- ・保育における 2025 年問題、保育所等の利用者が減少し出す
- ・私立保育所は子ども確保の競争に走るのではなく、最低基準の改善を求めるべき

②追加予算はほとんど不要

- ・保育所利用者の減少に対応して進めれば、追加の財政負担なし
- ・統廃合は、利用者が減っても基準を改善せず、財政負担を削減する考え

VI 地域で保育所を どう整備すべきか

①日常生活圏の整備

- ・悪循環の発生
子どもの減少→保育所・幼稚園の統廃合→子育て環境の悪化→子育て世帯の転居→
子どもの減少
- ・保育所・幼稚園に関する施策が、子どもの減少を生んでいる
- ・子育てしやすい環境の維持＝日常的な行動範囲内で、保育所、幼稚園を整備する必要

VII 岸田内閣が進める 異次元の少子化対策について

●異次元の少子化対策問題 ＝財源論か？

- ・少子化の原因＝この 20 年間、政府が進めてきた新自由主義的な政策
- ・政府が進めようとしている異次元の少子化対策は、根本問題に触れず、児童手当など、主として政府主導の予算措置で実施できる課題に限定
- ・「新自由主義的な政策の見直しは回避：財源問題が議論の中心」という枠組みそのものを変える必要
- ・新自由主義的な政策で膨大な収益を確保した大手企業、富裕層に適切な課税を行い、予算を確保すべき。

●異次元の少子化対策で手をつけないこと ＝ 国際競争力を強化するため人件費の削減

- 正規雇用の減少、不安定就労の拡大、賃金の低下
- 自分の将来を見通せない若者が結婚し、こどもを産むのか

社会そのものを変える取り組みが必要。

Ⅷ こども誰でも通園制度について

< 制度の概要（11月8日時点での整理） >

- ・市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給する。利用者負担は事業者が徴収
- ・0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定
- ・月一定時間までの利用可能枠の中で利用可能、月10時間を上限
- ・市町村による指導監査、勧告等を設ける
- ・市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行う
- ・人員配置は、一時預かり事業の配置基準と同じ >

< 事業のイメージ（11月8日時点での整理） >

- ・利用の方法として、定期利用・自由利用といった方法が考えられる
- ・実施方法、一般型（在園児と合同）、一般型（専用室独立実施型）、余裕活用型が考えられる
- ・障害のあるこどもへの対応、障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要
- ・こども誰でも通園制度に係るシステムの構築
- ・国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとる

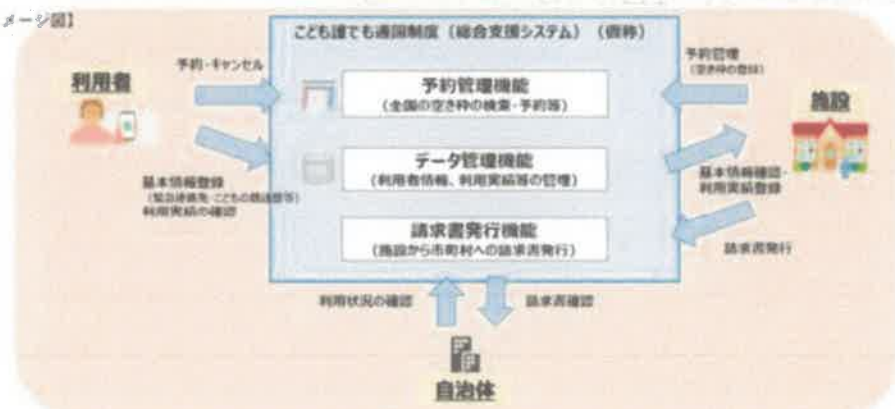
< 問題はどこにあるのか >

- ・こども誰でも通園制度と一時保育事業の違いについてはさらに精査するとしている。
- ・保育、子育て支援は市町村が責任を持ち、内容は市町村が決めていた
- ・一時保育事業は、こども・子育て支援事業の、地域こども・子育て支援事業という位置づけ

●こども誰でも通園制度は、国の新たな給付事業

- ・こども誰でも通園事業のシステムは国がつくり、自治体はそれを利用する
- ・自治体の独自性は存在せず、全国一律の内容
- ・こども誰でも通園制度は自治体DXの具体化・デジタル技術を活用した自治の否定
- ・このようなことを許すと、保育の本体そのものが同じようになりかねない。
- ・こども誰でも通園制度に対する市民ニーズは強い
- ・保育を必要としないこどもを対象とした支援を否定しなくていい
- ・新たな制度とするのではなく、市町村の意向を反映させる形で、一時保育事業の拡充を図るべき

【イメージ図】



< 感想 >

少子化、施設の老朽化に伴い、公立保育所、幼稚園の統廃合、廃園が進められている。理由は、少子化だけでなく、1990年代から国が「公立保育所運営費の国庫負担」を廃止し、財政的に公立では運営できない状況に追い込む施策をとり、保育所の民営化をすすめている。

しかし、公立保育が担う役割は、憲法にも、児童福祉法にも、記されている。日常生活圏を基礎単位とし、まちづくりの重要な役割があること、市町村の施策に対応し、コロナ渦の時のように、機動的かつ柔軟に対応できる。公立施設であるから、保育士の専門性向上、労働環境の改善が出来る、地域の保育の水準を保つ等の、公立保育施設は、役割と任務が位置付けられている。

今後の方向性として、通常保育は民間が担い、公立は、虐待を受けている子ども、障害の重い子どもなどを担当する考えや、児童福祉法第24条第1項の廃止などにより、市町村の民間保育への責任が薄くなるということも、初めて知った。国も、自治体も、子どもの育つ環境において、きちんと責任を負うべきである。

保育環境は、なかなか向上する兆しがない。少子化を理由に、統廃合、子どもの獲得競争に走るのではなく、保育士配置基準等、保育環境、労働条件が改善され、公立保育所と私立保育所が共同で地域の子育て環境改善を進めるものにすべきである。

こども誰でも通園制度は、市町村が責任を持つ、保育、子育て支援とは異なるものになる。この制度の導入により、子育て支援における自治が大きく揺らぐことになる。

一時保育への市民ニーズに対しては、一時保育事業の拡充で対応すべき。保育を必要としていない0～2歳のこどもに対する支援について、どう展開すべきかを市町村が真剣に考え、保育所などはそれにどう関わることができるかを考えるべきという、話がされた。

保育士不足も解消されない中、ならし保育もなく、突然預けられる子どもへの対応は、保育士にも、こどもにとっても、負担となる。まずは保育環境の整備を進めることが、必要である。

労働環境の改善、子育て環境をよくすることが、少子化に歯止めをかけるものになる。新自由主義的な政策の見直しを行い、働き、子育てしやすい環境づくり、子どもが生き生きと育つ地域づくり、社会が求められている。

< 事例報告 >

訓子府町の子ども・子育て支援

「小さいからできる自治」

菊池一春 前北海道訓子府町長

「すべての町民にやさしいまちづくり」「福祉と教育優先のまちづくり」として、町民、職員と一体になってすすめてきた事業と施設が紹介されました。

認定こども園「わくわく園」、子育て支援センター「ひだまり」、児童センター「ゆめゆめ館」などの施設や、子ども医療費、学校給食、唯一の道立高校への支援(交通費、学費などの支援)などの子育て支援策、高齢者ハイヤー・バスサービス、特別養護老人ホームなどの高齢者施策、また農業、工業、商業など、様々な取り組みがされています。

人口4677人の町民1人ひとりと向き合った、町政だと感じました。小さいから出来る反面、小さいから大変な面ももちろんあり、”後退する国の福祉政策と向き合う自治体に”と言われたのが、印象的でした。

< 事例報告 >

世田谷の子ども・子育て支援

世田谷区子ども・若者部部長

松本 幸夫

人口 91 万 8,769 人（2023 年 11 月 1 日現在）

「子どもが いきいきわくわく 育つまち」を目標とし、子ども・若者施策に取り組んでいる。

若者施策として、

- ・児童館：25 か所→今後、33 か所まで整備予定
- ・青少年交流センター(3 か所)：
主に 39 歳までの若者が、自由に過ごせるフリースペース。
- ・生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業

妊娠期から切れ目なく子育てをサポート施策

- ・世田谷版ネウボラ ・産後ケア事業
- ・子育て世代包括支援センター機能（5 か所）
- ・地域子育て支援拠点（ひろば事業）68 か所 →今後、88 か所まで拡充予定

などを行っている。青少年を対象とした様々な事業を行っていること、多様な価値観を尊重しつつ、結婚や出産、子育てを希望する誰もが、その願いを実現でき、喜びをもって将来に希望が持てる環境を整える結果として、少子化トレンドの反転につなげていく。世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、子ども・若者のウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること）を 実現するための支援等、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことを、少子化対策の方向性としてもち、事業を行っていることが、素晴らしいと思いました。